

裁判員法 1 条の趣旨は実現していないのか

—— 制度施行10年の時点での公表された調査結果から読み取れること ——

柳 瀬 昇

1 本稿の意義と概要

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」という）は、その 1 条で「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法……及び刑事訴訟法……の特則その他の必要な事項を定めるものとする」という趣旨を掲げたうえで、一定の重大な刑事事件に係る地方裁判所における裁判に、裁判員が裁判官とともに合議体を構成し、事実の認定、法令の適用及び刑の量定を行う制度を定め、2009年 5 月に施行された。

施行から10年が経った裁判員制度に対する評価としては、その意義をまったく否定するような論稿は学界ではほとんど見られず、（いくつかの改善すべき課題があるとしても）おおむね好意的なものが多い。例えば、川出敏裕教授は、後述する10年後総括報告書や意識調査の結果を挙げて、「これらの結果からは、裁判員制度が、国民に好意的に捉えられ、刑事裁判に対する理解が進んでいると評価することができるであろう」としたうえで、「裁判員制度は、刑事裁判に対する国民の理解と信頼を高めるという所期の目的を一定程度達成したといえる」と述べ、裁判員法 1 条に定める制度趣旨の実現に関して肯定的な見解を示している¹。

ところで、藤田政博教授は、裁判員制度の研究に関して、「特に不足していると思われるのが、民主的基盤など、本来の裁判員制度導入の目的について、それが本当に達成されているかを検証する数量的研究である」と指摘している²。そのような指摘に応える数少ない貴重な研究の1つが、飯考行教授による「裁判員法の趣旨と実像」と題する論稿（以下、「実像」論文という）である。この論文の中で、飯教授は、最高裁判所が公表した2014年時点までの統計やアンケート結果等を分析し、「裁判員法の1条の趣旨は実現していない疑いがある」と主張する³。

はたして、統計やアンケート結果等から裁判員法1条の趣旨が実現していないということが本当に読み取れるのか。本稿は、制度施行10年を経た時点での公表された統計やアンケートの結果等を分析したうえで、裁判員法1条に定める裁判員制度の趣旨が実現していないといえるか否かを検証するものである。

なお、冒頭で挙げた裁判員法1条は、裁判員制度において、参加する対象（刑事訴訟手続）と理解増進・信頼向上の対象（司法権）とは必ずしも同じではなく（刑事訴訟手続の一部への参加によって、広く司法権全体の正統性がより確かなものとなる）、また、刑事裁判に参加する主体（具体的な裁判員個人）と司法に対する理解を増進し信頼を向上させる主体（裁判員以外を含む観念的な国民一般）とは必ずしも同じではない（個々の裁判員の具体的な参加を通じて、非実体的存在としての国民一般の理解と信頼が高まる）ということについて注意深く規定していることを、ここであらかじめ確認しておきたい⁴。このように条文を正確に解釈することによって、裁判員法1条が裁判員経験者のみではなく広く一般の国民の司法に対する理解の増進と信頼の向上を企図しているため、その趣旨が実現しているか否かを測定するには、裁判員経験者に対するアンケート調査よりも、一般の人々を対象とする意識調査を用いるほうが適切であるということが示唆されることになる⁵。

2 本稿で使用するデータ

本稿では、最高裁判所によって実施されている3種類の調査のデータを使用する。これらの調査は、裁判員制度が導入された2009年より継続して実施されており、本稿の執筆時点（2019年9月20日）で、10年分のデータが蓄積され、最高裁判所が設置する裁判員制度の広報用ウェブサイトで公開されている⁶。

1. 実施状況（「裁判員裁判の実施状況等に関する資料」）

最高裁判所事務総局は、毎年7月、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況を公表している⁷。これは、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するべく、裁判員法103条に基づき、毎年、「〇〇年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」（以下、「実施状況」という）として公開されている。

ここでは、その年の1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件を対象に、裁判員裁判対象事件の実施状況、裁判員等の選任に関する実施状況、裁判員の参加する公判手続の実施状況などについてデータがまとめられている⁸。この実施状況には、例えば、裁判員裁判対象事件の数（人員）、裁判員候補者名簿登録者数、辞退が認められた裁判員候補者の数、選任された裁判員の数、平均審理期間・開廷回数、裁判の結果（判決等）などの数が示されている。

2. 経験者アンケート（「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」）

最高裁判所は、毎年3月、裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員ならびに裁判員等選任手続に出席した裁判員候補者に対するアンケートの結果を取りまとめ、公表している。これは、「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（〇〇年度）」（以下、「経験者アンケート」という）として公開されている。

この調査の目的は、「裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁

判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、意見・要望など主観的要素を調査・把握し、その結果を集計・分析して、裁判員制度の運用等の改善につなげること」である⁹。

ここでは、その年の1月1日から12月31日までに裁判員裁判を実施した全国の裁判所に提出された、裁判員経験者・補充裁判員経験者・裁判員候補者経験者に対するアンケートの結果がまとめられている¹⁰。アンケートでは、裁判員等選任手続、審理、評議、職務を務めた感想、裁判所の対応などについて、裁判員等の意見、印象、感想などが尋ねられており、自由記載欄も設けられている。この経験者アンケートによれば、例えば、審理内容のわかりやすさ、評議における充実度、裁判員に選ばれる前の気持ち、裁判員として裁判に参加した感想などが示されている。

3. 意識調査（「裁判員制度の運用に関する意識調査」）

最高裁判所は、毎年3月、裁判員制度運用に関する国民の受け止め方及び評価についての調査の結果を公表している。これは、「〇〇年〇〇月調査 裁判員制度の運用に関する意識調査」（以下、「意識調査」）として公開されている。

この調査の目的は、「裁判員裁判に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする」ことである¹¹。

ここでは、その年の1月から2月にかけて、全国20歳以上の者2,000人（目標回収数）を対象に（層化2段無作為抽出法による）、調査員による個別面接聴取により行われた標本調査の結果がまとめられている¹²。調査項目は、裁判員制度の周知状況、裁判員制度の周知媒体、裁判や司法への関心度、裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象、裁判員制度が始まる前の刑事裁判についての印象をもつことになった原因、裁判員制度の実施により期待すること、現在実施されている裁判員制度の印象、裁判員制度についての印象をもつことになった原因、裁判に参加する場合の心配や支障となるもの、裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）、裁判員として刑事裁判に参加したいか、裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報、刑事裁判や司法などに国

民が自主的に関与すべきかなどである¹³。

なお、最高裁判所が設置する裁判員制度の広報用ウェブサイトでは、本稿の執筆時点で、これらのデータのほかに、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（以下、「3年後検証報告書」という）と「裁判員制度10年の総括報告書」（以下、「10年後総括報告書」という）が公開されている。

前者は、「〔裁判員法〕附則9条の趣旨を考慮し、裁判員裁判の運営に当たってきた裁判所の立場から、その実施状況を実証的に検証するため」に、最高裁判所事務総局によって2012年12月に作成されたものであり、制度施行から2012年5月31日までのデータに基づくものである¹⁴。また、後者は、同じく最高裁判所事務総局が2019年5月に作成したものであり、2018年12月31日までのデータに基づくものである¹⁵。

3 裁判員として参加しようとする意思は低下しているのか

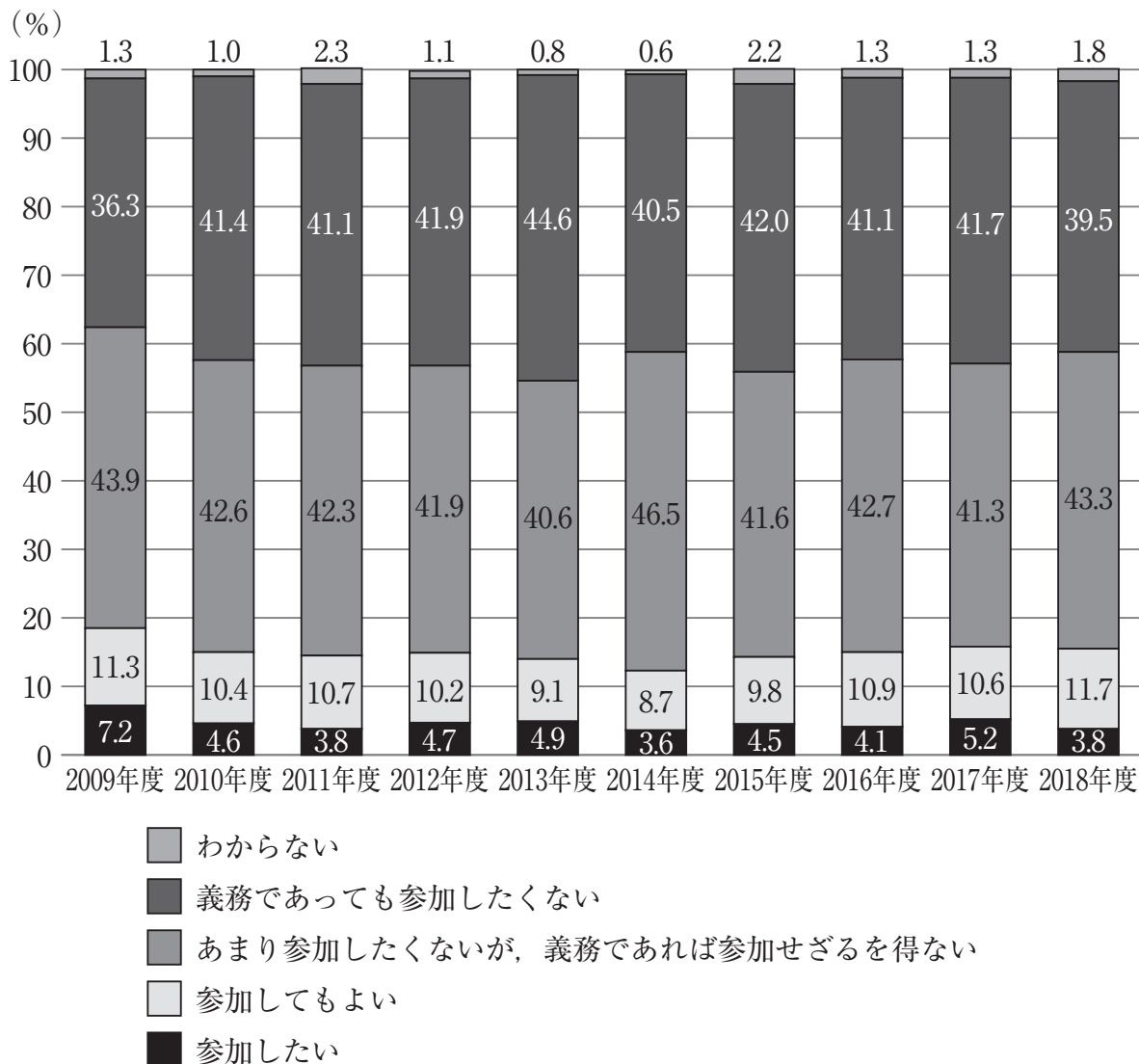
(1) 裁判員としての参加意向

1. 意識調査における参加意向

意識調査では、毎年、一般の人々に対して、裁判員として裁判に参加したいか否かについて調査が行われている。

2018年度の意識調査では、「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか」との問いに対して、「参加したい」との回答は3.8%であった。調査を開始した2009年度が7.2%であったのとは比べて半減している。ただし、これは徐々に減少していったのではなく、2009年度のみが極端に高かっただけであり、2010年度（4.6%）以降、3.6%（2014年度）から5.2%（2017年度）の間で上下していること¹⁶を踏まえると、強い参加意向が年を追って減少しているとはいえないだろう。「義務であっても参加したくない」とする回答についても増減を繰り返しており、年々増加傾向にあるとはいえない。

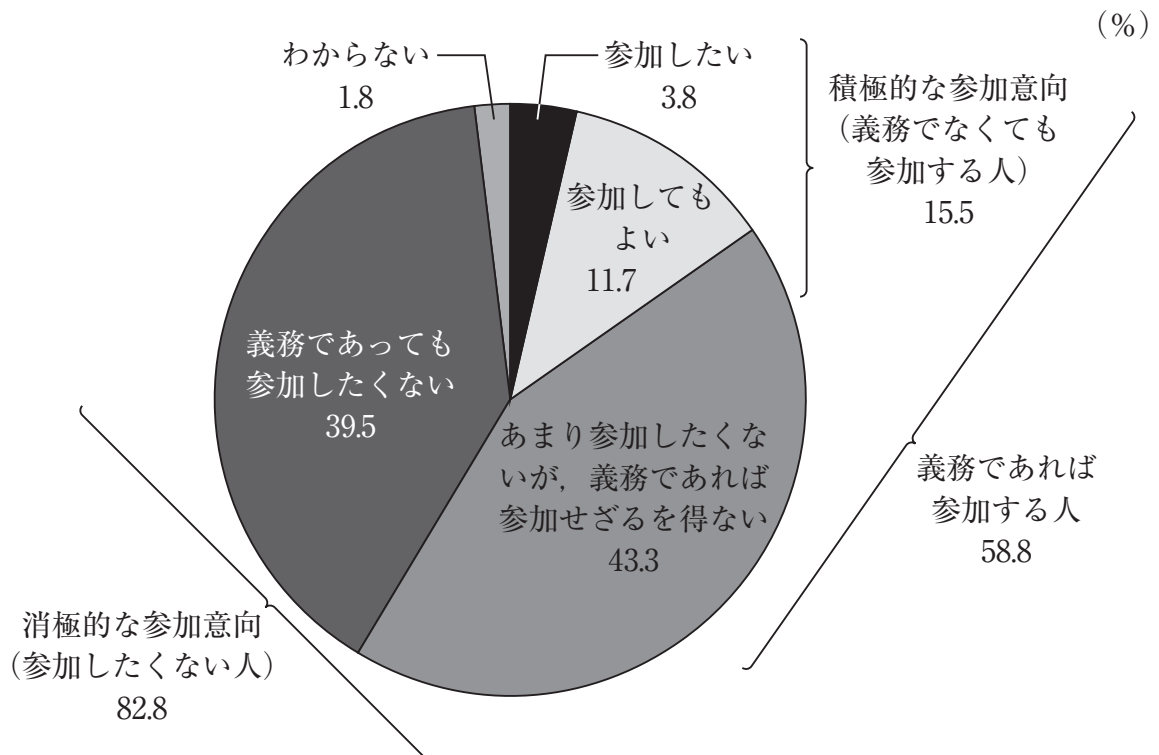
図表 1 裁判員として刑事裁判に参加したいか



図表 1 は、裁判員としての参加意向についての10年間の推移を示したグラフであり、グラフの下から順に参加に積極的な意見を積み上げたものである。10年間を通じて、グラフの下から1段目の「参加したい」から3段目までの「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」までの合計が6割程度である一方、「義務であっても参加したくない」とする意見は4割程度であり、どちらかの一方の意見に寄っていく傾向は見られず、この6対4という比率がほぼ維持されているといえよう。すなわち、この10年間について分析する限り、参加意向については減少傾向にあるとはいえない。

2018年度の意識調査においては、参加したいか・したくないかという点のみをとらえれば、「参加したい」と「参加してもよい」（11.7%）とを合わせた、参加に積極的な人の割合が15.5%であるのに対して、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」（43.3%）と「義務であっても参加したくない」（39.5%）とを合わせた、参加に消極的な人の割合は82.8%である（図表2参照）¹⁷。つまり、圧倒的多数の人々が、裁判員として裁判に参加したくないと考えている。

図表2 裁判員として刑事裁判に参加したいか（2018年度）



しかしながら、このデータについては、次のようにも分析することが可能である。すなわち、「参加したい」と「参加してもよい」を合わせた、いわば義務でなくても参加する人の割合15.5%に、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」と答えた人を加えた割合（義務であれば参加する人）は、58.8%となる。これは、「義務であっても参加したくない」と答えた人の割合よりも大きい。

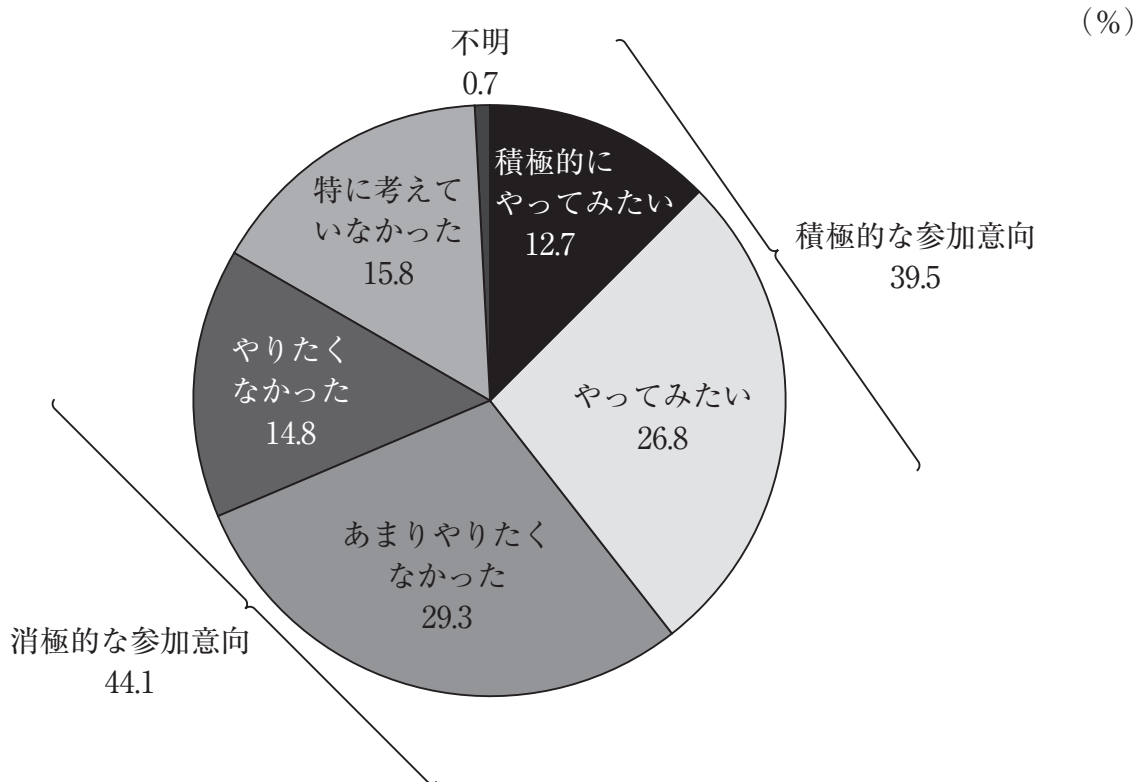
強い参加意向を有している人はごく少ないということは明らかであり、参加したいか・したくないかと問われれば、8割以上の人が参加したくないと考えている。その一方で、裁判員としての参加が義務であるということが示されれば、参加すると回答する人は6割近くおり、義務であっても参加したくないと答えた人よりも多い。要するに、一般の人々は、裁判員としての参加が義務であるということが示されれば参加すると答えている。したがって、一般の人々に対して裁判員としての参加を誘導するためには、裁判員制度が義務であるということを強調していくことが1つの有効な方法として考えられる¹⁸。

2. 経験者アンケートにおける参加意向

参加意向に関する質問は、経験者アンケートにおいても行われている。ここでは、実際に裁判員等を務めた国民に対して、裁判員に選ばれる前の気持ちが尋ねられている。2018年度の経験者アンケートでは、「裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか」との問いに対して、「積極的にやってみたい」(12.7%)と「やってみたい」(26.8%)とを合わせた積極的な参加意向は39.5%である。一方、「あまりやりたくなかった」(29.3%)と「やりたくなかった」(14.8%)とを合わせた消極的な参加意向は44.1%である(図表3参照)¹⁹。

この経験者アンケートにおける参加意向についての回答では、意識調査におけるそれと比べて、参加に積極的な意見が多い。調査の対象・内容が異なるため単純な比較はできないが、回答全体の傾向として、明らかに裁判員制度に対して好意的な結果となっている。その要因として考えられることとして、まず、飯教授のいうように、「参加意向の低い人は、事前に辞退しまたは裁判所の〔裁判員等〕選任手続に出頭しない傾向があり、出席者には参加に前向きな人の割合が高いことが推測される」²⁰。また、裁判員経験者が選任される前の気持ちを回顧するものであることから、実際には当初は参加に必ずしも積極的ではなかったとしても、裁判員としての経験²¹がそれを積極的なものへと上書きした可能性もある。

図表3 裁判員に選ばれるにどう思っていたか（2018年度）



意識調査では8割を超えていた消極的な参加意向は、経験者アンケートにおいては44.1%にとどまっている。これは、経験者アンケートにおいて、上述のとおり、そもそも積極的な参加意向がより多かったことに加えて、意識調査にはない「特に考えていなかった」という選択肢が設けられており、参加に消極的であった人々が、これを選択することによって、参加に消極的な意見が相対的に減少したことが要因として指摘しうる。

なお、経験者アンケートにおいても、積極的な参加意向と消極的な参加意向とでは、後者のほうが相対的に多いということに留意すべきである。このことは、実際に裁判員を務めた人であっても、その相対的な多数は、当初は参加に消極的であったことを示すとともに、当初は参加したくないと考えていても、実際に選任されれば裁判員を務める人々が多数いるということの意味するものである。

(2) 裁判員候補者の辞退率と裁判員等選任手続期日への出席率

1. 問題の所在

裁判員制度の定着に伴い、近時、問題視されているのは、裁判員候補者の辞退率の上昇と選任手続期日への出席率の低下である²²。

裁判所自身も、制度施行後の早い段階で、この課題への対応が必要であると認識していた。例えば、3年後検証報告書では、「未だ短期間ではあるが、この間ですでに辞退率の上昇、出席率の低下という傾向が現れてきている」ことを認め、特に後者については、「現状ではさほど深刻なものではないとはいえ、この制度に対する国民の意識の端的な反映ともみられるものであり、今後の動向を注視して、対策を講じていく必要がある」としていた²³。

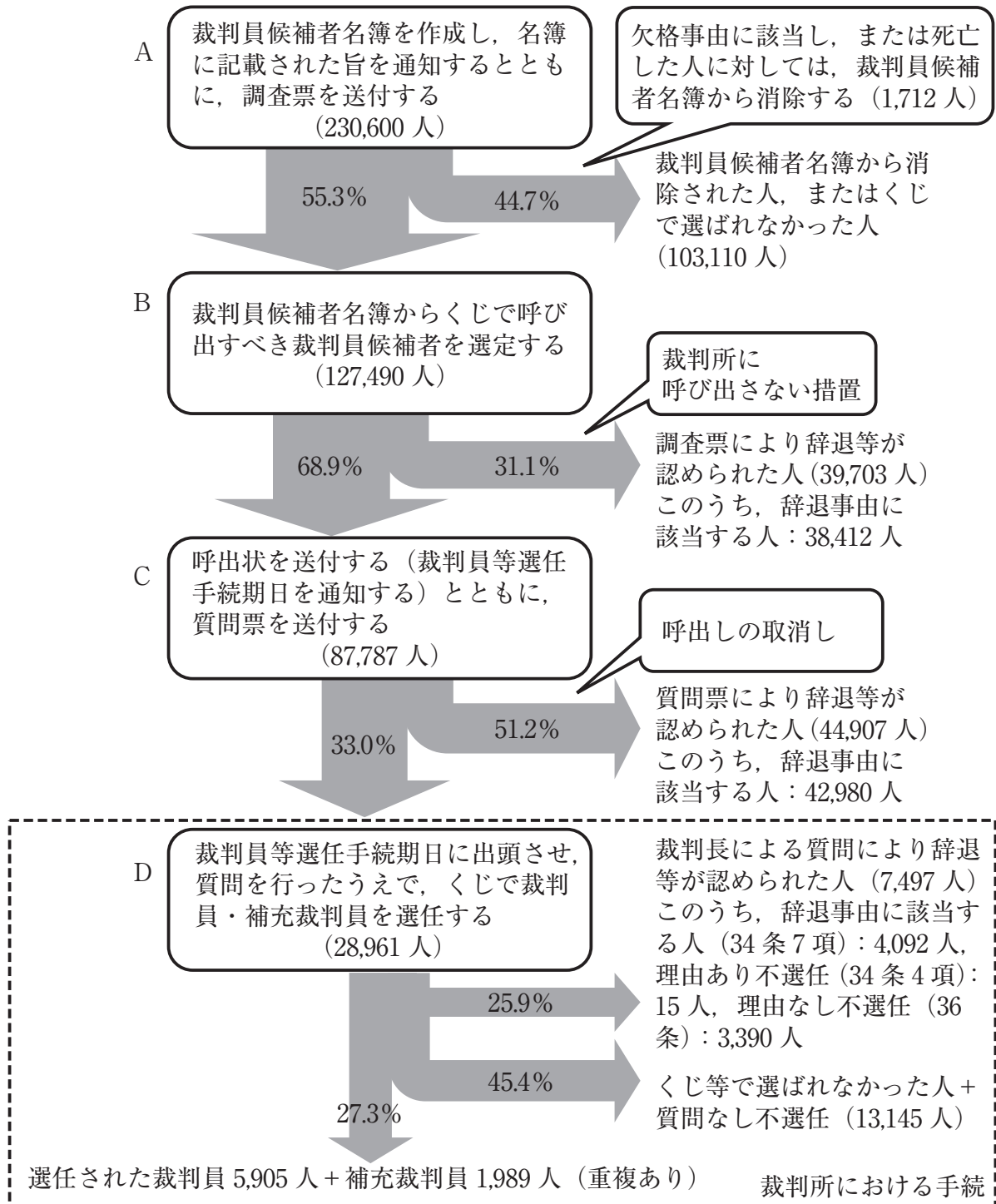
そして、最高裁判所は、2016年から2017年にかけて、裁判員候補者の辞退率の上昇と出席率の低下の原因について、統計資料等に基づく客観的な分析を行うため、裁判員裁判に関する統計資料と国民一般を対象とするアンケート調査等に基づく分析業務を、株式会社NTTデータ経営研究所に委託して実施した²⁴。同社による報告書（以下、「辞退率上昇・出席率低下原因分析報告書」という）では、統計学的な分析の結果、審理予定日数の増加傾向、雇用情勢の変化（人手不足、非正規雇用者の増加など）、高齢化の進展、裁判員裁判に対する国民の関心の低下などの事情が、裁判員候補者の辞退率の上昇と出席率の低下に寄与している可能性があるとして指摘した²⁵。

2. 裁判員等選任手続の概要

図表4は、裁判員等選任手続の概要と各段階における該当する人数・割合（2018年のもの）を示したものである²⁶。

まず、各地方裁判所は、毎年9月1日までに、対象事件の取扱状況その他の事項²⁷を勘案して、次年に必要な裁判員候補者の員数を算定し、その管轄区域内の市町村に割り当て、市町村の選挙管理委員会に通知する（裁判員法20条）。そして、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中からくじで選んで作成し、10月15日までに裁判所に通知した名簿（裁判員候補者予定者名簿）に基づ

図表4 裁判員等選任手続の概要と各段階における該当する人数・割合（2018年のもの）



き、次年の裁判員候補者名簿²⁸を調製する（21-23条）。この名簿に記載された裁判員候補者に対して、名簿に記載された旨を通知する（25条）。その際に、併せて調査票が送付されるが、ここでは、就職禁止事由（15条）に該当するか

と、定型的辞退事由²⁹に該当し1年を通じて、または特定の月において辞退を希望するかが尋ねられる（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下、「裁判員規則」という）15条）。就職禁止事由に該当する裁判員候補者は、裁判員候補者名簿から消除される（裁判員法23条3項）。

次に、翌年、裁判員裁判対象事件につき第一回公判期日が定まったとき、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者（呼び出すべき裁判員候補者）をくじで選定する（裁判員法26条3項）。受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外したうえで（呼び出さない措置）、残りの裁判員候補者に対して、裁判員等選任手続期日への呼出しを行う（裁判員法27条）³⁰。その際に、併せて質問票³¹が送付されるが、ここでは、欠格事由（裁判員法14条）や就職禁止事由等に該当するかと、具体的な裁判の日程を前提として辞退を希望するかが尋ねられる（裁判員法30条）。質問票の回答要領には、虚偽の記載をして提出した場合に罰金または科料に処される旨が書かれている（裁判員規則22条）。質問票の記載内容から、明らかに裁判員を務められない裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者に対しては、その呼出しを取り消す（裁判員法27条5項、6項）。

裁判員等選任手続期日当日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判員法34条1項に基づき、裁判長から、職務従事予定期間において、欠格事由、就職禁止事由、不適格事由（裁判員法17条、18条）に該当するか否かや、（質問票等の回答のみで辞退が認められなかった裁判員候補者や、当日に初めて辞退を希望した裁判員候補者に対して）辞退事由に該当し辞退を希望するかなどが質問される。

そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者が除かれたうえで、理由を付した不選任の請求が検察官と弁護人からあればその当否について判断され、さらに理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者が除外され、残った者の中から、くじで6人の裁判員と、6人を上限に事件ごとに決められた数の補充裁判員が選任される（10条、34条4項、7項、36条、37条）。

2018年の裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者名簿登録人数³²は

230,600人であり、これは、選挙人名簿登録者³³全体の約0.22%である（有権者の約461人に1人の割合である）。このうち、欠格事由に該当し、または死亡により名簿から消除された人数は1,712人であり³⁴、裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、127,490人である³⁵。

辞退は、裁判員候補者名簿からくじで裁判員候補者を選定する段階（図表4におけるBの段階）で調査票により認められる場合、裁判員等選任手続期日を通知する段階（Cの段階）で質問票により認められる場合、選任手続期日に出席した段階（Dの段階）で裁判長の質問により認められる場合の3つがある。2018年で辞退が認められた裁判員候補者の総数は、85,482人であったが、そのうち選任期日前に辞退が認められた裁判員候補者数は81,390人（95.2%）であるのに対して、当日に辞退を認められた者は4,092人（4.8%）である³⁶。辞退のほとんどは選任手続期日前に認められており、このことは、辞退が認められることになる裁判員候補者のほとんどが裁判所に出頭せずに済んでいるということを意味しており、国民の負担を軽減するという観点からは望ましいことであるといえよう。

選任された裁判員は5,905人、補充裁判員は1,989人で、合わせて7,894人である³⁷。これら裁判員等の選任率は、裁判員候補者名簿登録人数を分母とすると3.42%であり（裁判員候補者名簿登録者の約29人に1人の割合である）、選挙人名簿登録者数を分母とすると、0.007%である。20歳以上の国民は、約13,460人に1人の割合で、欠格事由等に該当せず、かつ辞退の申出をしない限り、裁判員または補充裁判員に選任されることとなる。

3. 名簿使用率

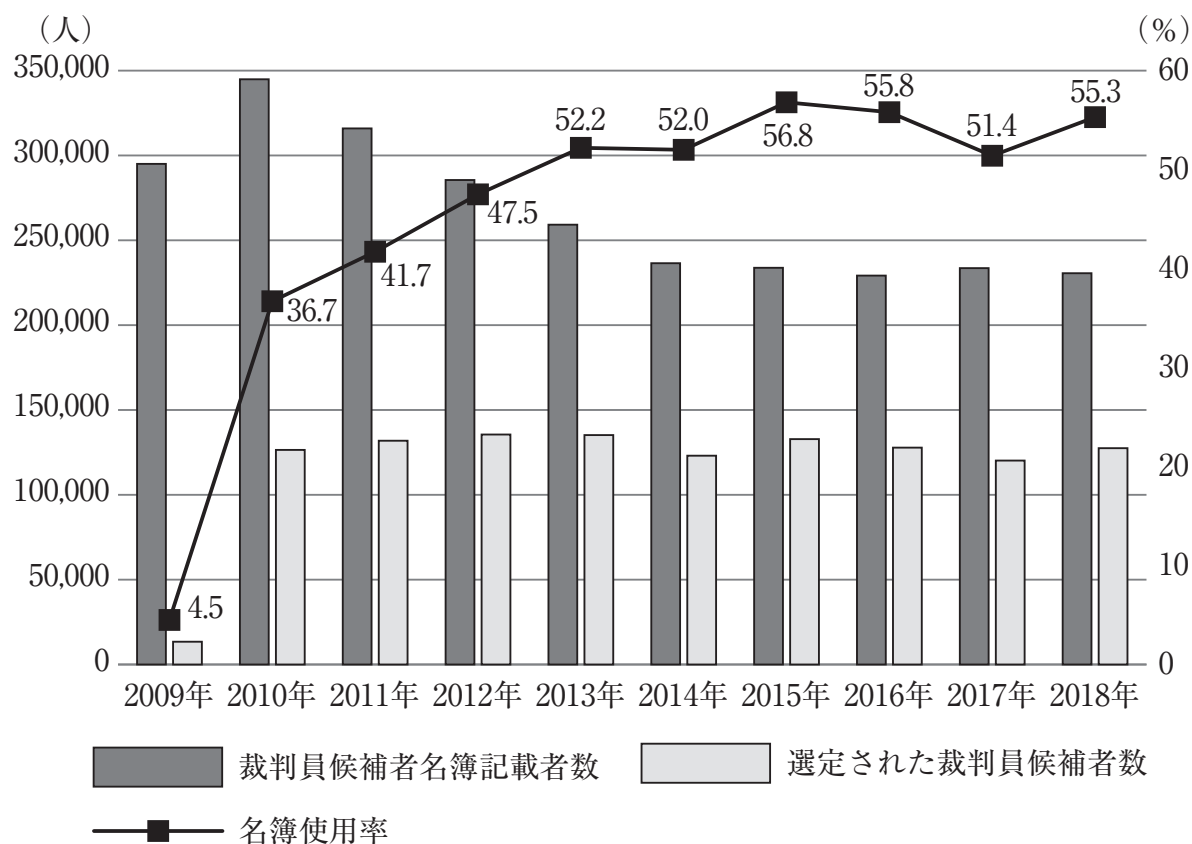
辞退率と出席率の検討に入る前に、それらに関連する名簿使用率について言及しておく。

裁判員候補者名簿に記載された者のうち、個別の事件において選定された裁判員候補者の割合を名簿使用率という。

この名簿使用率は、年途中で制度が施行されたため極端に低かった2009年（4.5%）を除き、2010年（36.7%）から徐々に上がり、2013年に5割を超え（52.2%）、

その後も50% 台で安定的に推移している（図表5 参照）³⁸。3年後検証報告書の段階では、「候補者名簿への記載数は、各地方裁判所が翌年の裁判員裁判事件数を予想し、かつ、裁判員候補者の辞退率、選任手続期日への出席率等を勘案して計上するものであり」、「いずれも正確には予測しがたいところであり、候補者数の不足に対する心配からどうしても大きな数値を計上しがちである」ところ、「この名簿への記載自体が特段の負担を課するものではないが、調査票の返送をはじめ国民にとってはそれなりの心理的影響を伴うものであることからすると、もう少し名簿記載人員を抑えることも考えられてよいであろう」とされていた³⁹が、近時は50% 台で推移していることから、10年後総括報告書は、「翌年の事件動向を的確に見通すことが困難な中で、候補者数の不足に対する心配から大きな数値を計上しがちな名簿記載者数について、謙抑的に運用されている状況が見て取れ、国民の負担への配慮がうかがえる」と肯定的に評

図表5 裁判員候補者名簿記載者数・選定候補者数・名簿使用率



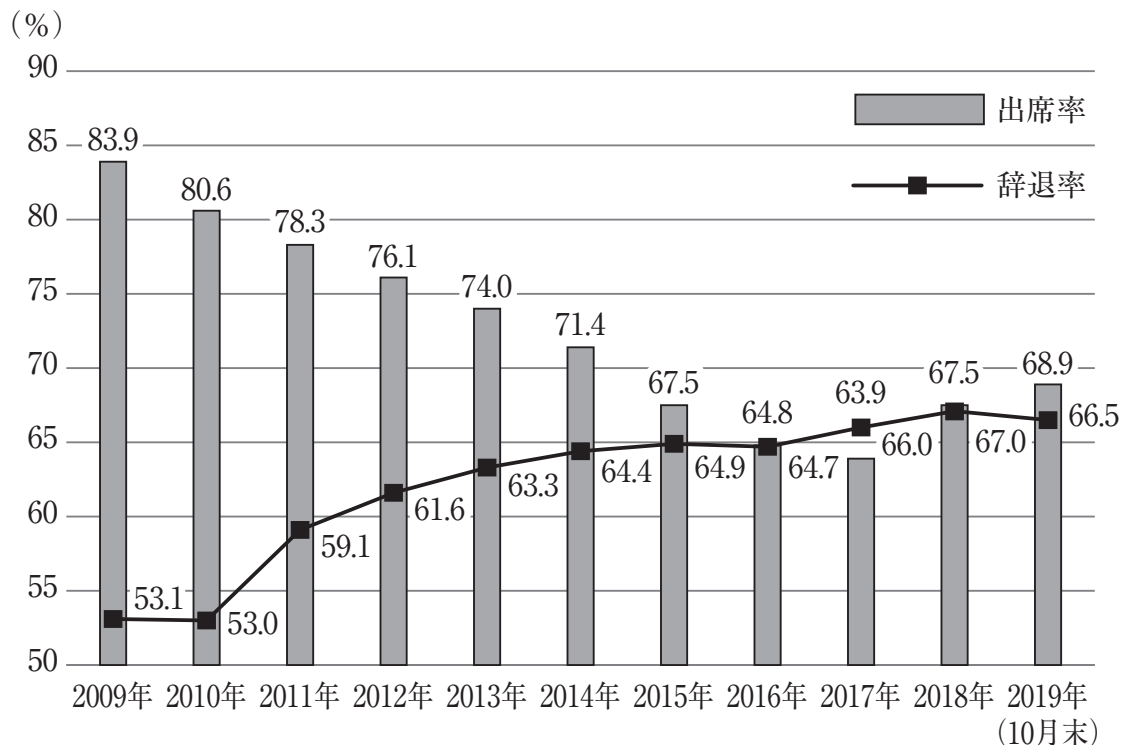
価されている⁴⁰。

私見では、たしかにそれなりの心理的影響を伴うものであるとしても、一般の国民にとっては、自分が候補者名簿に記載されることによって、裁判員制度に対する当事者意識をもつようになり、制度に対する啓発効果も期待される（そして、実際に裁判員として裁判に参加しなくても、裁判員制度の目的である司法に対する理解の増進につながりうる）。したがって、裁判員法1条の趣旨の実現という観点からみれば、名簿使用率が低下すること自体は必ずしも否定的に評価されるべきものではないと解する。

4. 辞退率の上昇

図表6は、裁判員候補者の辞退率と出席率のグラフである（2019年の数値は同年10月末までのものである）。このグラフが示すように、裁判員候補者の辞退率が年々上昇している一方で、出席率は2018年に一旦回復したものの、おおむね低下傾向にある。

図表6 裁判員候補者の辞退率と出席率



ここでいう辞退率とは、個別の事件において選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた者の割合をいう。

裁判員候補者名簿に記載されても、くじで裁判員候補者に選定されなければ、具体的な選任手続において辞退を申し出たり出席するか否かを判断したりする状態にはならないため、裁判員候補者名簿登録人数ではなく、選定された裁判員候補者数を分母とする。

辞退率については、制度が施行されて2年間（2009年（53.1%）、2010年（53.0%））は、50%台前半であったが、2011年には6割近くに急上昇し（59.1%）、その後も伸び続け、2018年では67.0%にまで至っている⁴¹。前述のとおり、新聞報道等では、辞退率の上昇は裁判員としての参加に消極的な国民が増えることを示す指標として、否定的に評価されることも多いが、本稿の筆者は、そのようには解しない。

すなわち、裁判員制度の下で、裁判員候補者に辞退が認められるのは、その者につき裁判員法が定めた辞退事由に該当すると裁判所が認めたからであり、法律上、辞退事由にまったく該当しない者に辞退が認められることはない⁴²。たしかに、辞退事由に該当する裁判員候補者は、欠格事由や就職禁止事由の場合とは異なり、本人が辞退を申し出なければ、裁判員として参加することができるものであり、ならば、辞退事由に該当するとしてもできる限り辞退を申し出ずに参加することが望ましいという見方もあり得る。しかし、辞退は、法律が認めた正当な義務の免除であり、辞退の申し出それ自体は何ら否定的に評価されるべきことではない⁴³。

辞退率の上昇は、辞退事由に該当すれば辞退が認められるということが多くの国民に理解されるようになった結果でもあると解されるところ、そのこと自体は、国民が裁判員制度を理解したことの結果の一部であるといえる。

5. 出席率の低下

辞退率の上昇と並び裁判員の参加に関して問題視されているのは、裁判員候補者の選任手続期日への出席率の低下の問題である。筆者は、前述のとおり、

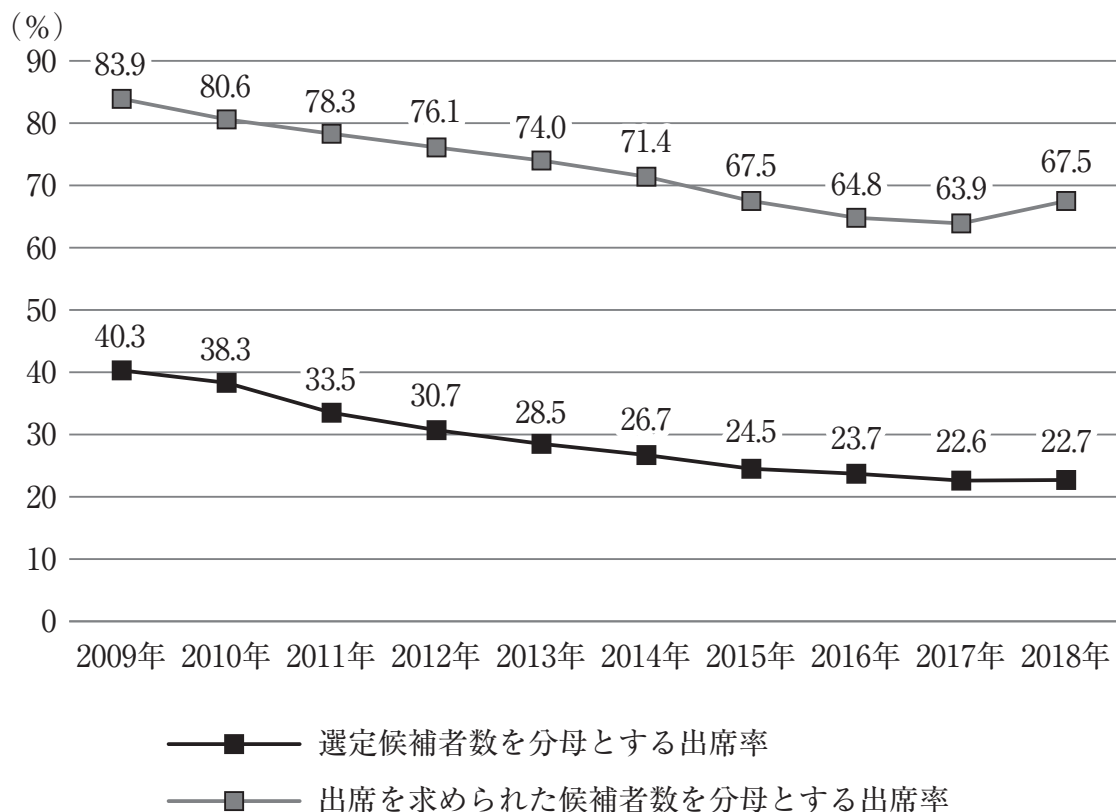
辞退の申し出は辞退事由に該当する裁判員候補者にとっては正当な主張であり、辞退率の上昇それ自体は大きな問題ではないと考えるが、その一方で、出席率の低下は、以下に述べるとおり、裁判員法1条の趣旨の実現という観点からみて対応が必要な課題であると考ええる。

本稿で主に分析対象とする出席率とは、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者（呼出状が到達していない者を含む）のうち、実際に出席した者の割合をいう（以下で、特に注記のない限り、出席率はこの意味における出席率を指すこととする）。

最高裁判所の統計で用いられる出席率には、選定された裁判員候補者数そのものを分母とするものと、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数（辞退等が認められ、裁判所に呼び出さない措置がとられた者を除く数）を分母とするものとの2つがある。図表7は、これら2種類の出席率の推移を示したものである。本稿において筆者が前者ではなく後者を主たる分析対象とするのは、なぜか。辞退の申し出は裁判員候補者にとって正当な義務の免除の主張であり、当該候補者は（辞退の可否についての裁判所の判断を含む）制度が裁判所によって適切に運用されることを前提として行動している（その点で、司法に対する一定の信頼がある）一方、呼出しを受けても正当な理由がないにもかかわらずそれを無視する裁判員候補者は、裁判員候補者の出頭義務が法律上の義務であるということを理解していないか、あるいは義務違反に対する制裁が実際には実行されないということ（後述）を前提として行動している（その点で、司法に対する信頼がない）。裁判員法1条の趣旨が実現していないといえるか否かを検証することを目的とする本稿の問題関心からいえば、選任手続期日に裁判所に出頭する義務があるにもかかわらず出頭しない者にこそ注目すべきであり、辞退等が認められ裁判所に出頭する義務がない者については、問題視する必要がないと考えるためである。

その一方、裁判所の裁判員選任実務の観点からいえば、裁判員の安定的供給にとっては、選定手続期日に出席を求められた裁判員候補者数を分母とする出席率よりも、選定された裁判員候補者の総数を分母とする出席率のほうが重要

図表7 裁判員候補者の選任手続期日への出席率



となる。

出席率は、2009年の83.9%から着々と下がり続け、2017年には63.9%まで至った（20ポイントの下降）。その後、2018年に67.5%まで回復し、図表6が示すとおり、2019年10月末までのデータでは、上昇が見込まれている。

先に言及した辞退率上昇・出席率低下原因分析報告書では、一部の裁判所で呼出状が不到達になった場合の再送達や質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼などが行われていることが紹介され、そのような運用上の工夫が出席率を高めるための方策として一定の効果を有する可能性が高いということが示されていた⁴⁴。10年後総括報告書によれば、この分析等を踏まえて、2017年の夏ごろから、そのような運用上の工夫が他の裁判所でも実施されるようになったという⁴⁵。もっとも、図表7から示されるように、2017年に大きく上昇したのは、呼び出さない措置がとられた者を除く裁判員候補者数を分母とする出席率（3.6ポイントの上昇）であり、選定された裁判員候補者その

ものを分母とする出席率においては、0.1ポイントの微増にとどまっている。運用上の工夫によって名目上の出席率が一旦は回復したが、裁判員等選任手続期日前の辞退者数は増加している。すなわち、これは、これまでであれば辞退事由があるにもかかわらず辞退を申し立てないまま選任手続期日を欠席していたような裁判員候補者が、上述の運用上の工夫を受けて期日前に辞退を申し立てる例が増えたことが一因とみられる⁴⁶。前述のとおり、裁判所の裁判員選任実務の観点からいえば、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数を分母とする出席率が下げ止まりしたとしても、選定された裁判員候補者数そのものを分母とする出席率が低下すれば、裁判員の安定的な供給が困難となる。最高裁判所事務総局によれば、現状では、「選任手続期日に十分な裁判員候補者の出席が得られず裁判員が確保できないなど、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はな」いのことである⁴⁷。しかしながら、今後、辞退率が上昇し、かつ出席率が低下し、裁判員の供給が困難になった場合には、これまで実際には実行されることのなかった法律の定める制裁の実行⁴⁸を検討する必要があるかもしれない。

(3) 小括

本章で見てきたとおり、10年間の意識調査の結果からは、一般の人々の参加意向は年を追って減少しているとはいえないということが読み取れる。そもそも、裁判員として参加したいか・したくないかと問われれば、圧倒的多数の人々が、裁判員として裁判に参加したくないと考えている。その一方、裁判員としての参加が義務であるということが示されれば、6割近くの人々が参加すると答えており、その割合は、義務であっても参加したくないと答えた人の割合よりも大きい。つまり、裁判員制度が義務であるということを強調していくことで、消極的な参加意向の選択を回避させることができる。なお、経験者アンケートにおける参加意向は、一見して、意識調査におけるそれと比べて参加に積極的な意見が多いが、この点は、前者が裁判員等選任手続を経て裁判員等の経験を経た者による回答であるということに注意が必要である。

また、10年間の実施状況の結果からは、裁判員候補者の辞退率は、年々上昇している一方で、出席率は2018年に一旦回復したものの、おおむね低下傾向にあることが読み取れる。このうち、辞退は法律が認めた正当な義務の免除であり、辞退の申し出それ自体は何ら否定的に評価されるべきことではないため、裁判員法1条の趣旨の実現という観点からは、辞退率の上昇は深刻な問題ではない。一方、出席率については、出頭義務のない者を除く分母の出席率を運用上の工夫によって向上させることはできるとしても、選定された裁判員候補者の総数を分母とする出席率が低ければ、裁判員の安定的な供給という点で問題が生じるおそれがある。法律上規定されているが実務上用いられたことのない裁判員候補者に対する過料の制裁を実行することで出席率の向上が見込まれる。もっとも、制裁の実行に積極的な見解は、現時点では見られない。

4 司法に対する国民の理解と信頼は低下しているのか

(1) 裁判に対する理解・信頼

飯教授が「裁判員法の1条の趣旨は実現していない疑いがある」と主張する論拠は、意識調査における、裁判の手続や内容がわかりやすくなったとの印象に対する肯定的回答と、裁判がより信頼できるようになったとの印象に対する肯定的回答が、ともに2009年度と2014年度の比較で減少しているということである⁴⁹。

1. 裁判に対する理解

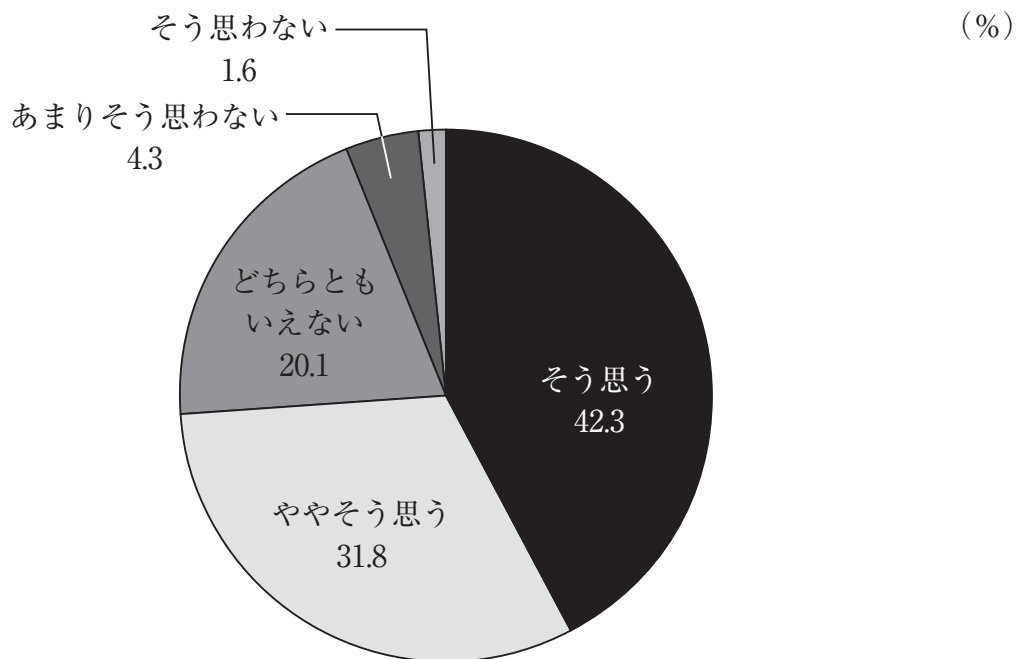
裁判に対する国民の理解に関して、「実像」論文における主張は、意識調査における「あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか」という問いのうち、「裁判の手続や内容がわかりやすくなった」という印象に対する5段階評価で、「そう思う」と「ややそう思う」とする肯定的な回答の合計が、2009年度に46.3%だったものが2014年度には31.7%に減少していることに依拠している⁵⁰。その前提として、裁判員制度につ

いて裁判の手続や内容がわかりやすくなったとの印象に対する肯定的回答が減少すれば、司法に対する国民の理解が増進していないことを意味し、裁判員法の1条の趣旨が実現していないことになるという理解があるものと考えられる。

しかしながら、この質問項目は、裁判員法1条の趣旨そのものの実現とは直接的な関係性が強いものではないと筆者は考える。「実像」論文では、裁判員法1条の趣旨の1つである司法に対する国民の理解の増進と裁判の手続・内容がわかりやすくなったことが同視されているようであるが、本稿の冒頭で触れたとおり、裁判員法1条にいう「司法」とは、単に具体的な刑事裁判の手続や内容のことに限らず、国家の統治機構における司法の位置づけなどを含む広義の概念である。したがって、裁判の手続や内容のわかりやすさのみで、国民の司法に対する理解を測るというのは必ずしも適切であるとはいえない⁵¹。

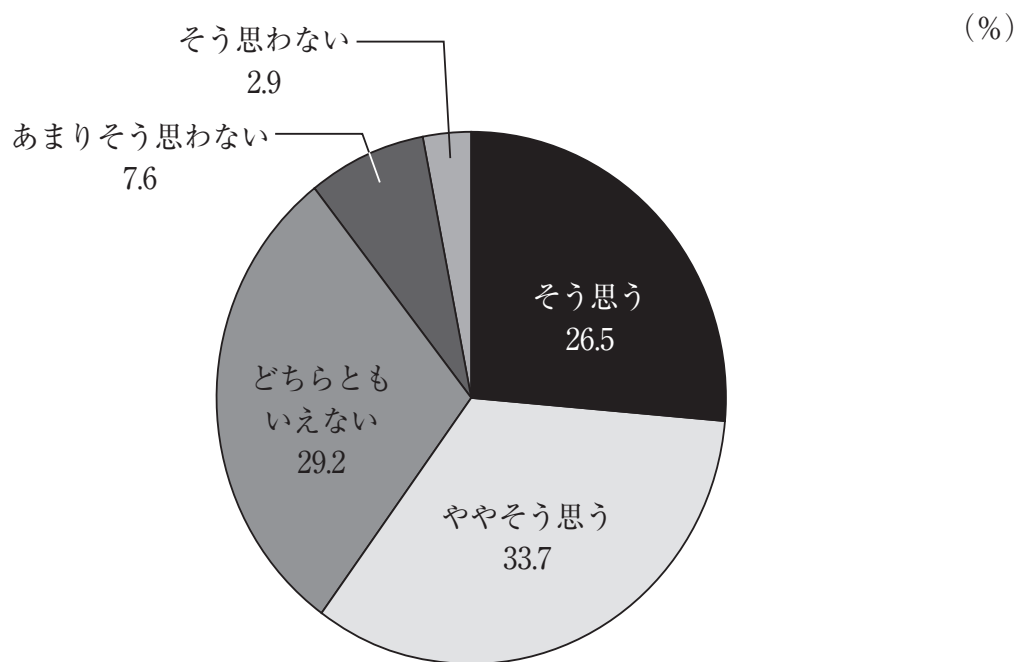
なお、2018年度の意識調査において、「あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか」という問いのうち、「裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい」との印象に対する5段階評価で、「そう思う」（42.3%）と「ややそう思う」（31.8%）の合計は74.1%

図表8 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい（2018年度）



であり、7割を超える人々が裁判員制度導入以前の刑事裁判を難しくわかりにくいと感じており（図表8参照）⁵²、また、「あなたが裁判員制度の実施により、期待すること何ですか」という問いのうち、「裁判の手續や内容がわかりやすくなる」ことへの期待に対する5段階評価で、「そう思う」（26.5%）と「ややそう思う」（33.7%）の合計が6割（60.2%）を占めている（図表9参照）⁵³ことから、多くの人々が裁判の手續と内容が難しい・わかりにくいと感じており、それらがわかりやすくなることを裁判員制度に対して期待していることがわかる。ならば、（前述のとおり、裁判の手續や内容のわかりやすさは司法に対する国民の理解のすべてではないものの、裁判員法1条の趣旨の一部をなすものである以上）いたずらに制度趣旨を批判するのではなく、人々の期待に応えるべく制度を維持し発展させていくほうが、より生産的であろう。

図表9 裁判の手續や内容がわかりやすくなる（2018年度）

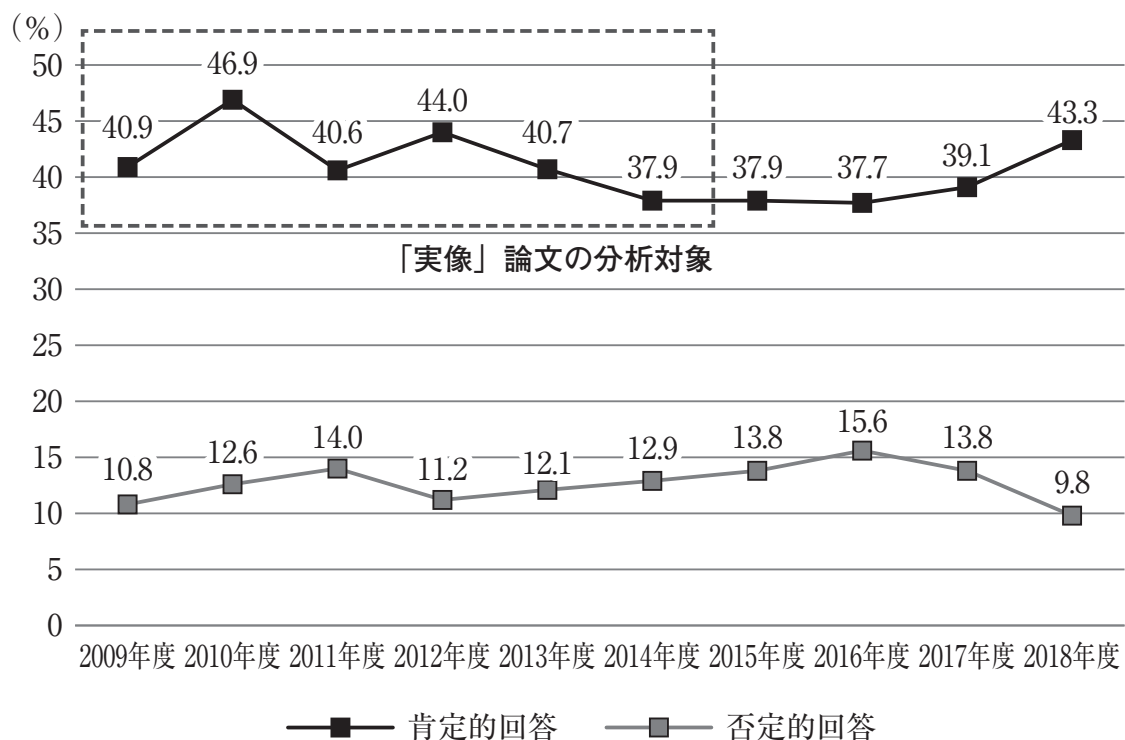


2. 裁判に対する信頼

裁判に対する国民の信頼に関して、「実像」論文の主張は、意識調査における「あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を

持っていますか」という問いのうち、「裁判がより信頼できるものになった」との印象に対する5段階評価で、「そう思う」と「ややそう思う」とする肯定的回答の合計が、2009年度に40.9%だったものが2014年度には37.9%に減少していることに依拠している⁵⁴。その前提として、裁判員制度によって裁判がより信頼できるものになったとの印象に対する肯定的回答が減少すれば、司法に対する国民の信頼が向上していないことを意味し、裁判員法の1条の趣旨が実現していないことになるという理解があるものと考えられる。

図表10 裁判がより信頼できるものになった



たしかに、この2009年度の結果と2014年度の結果のみを切り取って比較すれば、一般の人々の裁判に対する信頼が下がっているかのように見える。しかしながら、制度施行時から肯定的回答が年を追って徐々に低下しているのであれば、裁判員制度の影響で裁判に対する国民の信頼が低下していると評価する余地がありうるであろうが、実際には、そうではない。2010年度に46.9%まで急激に上昇し、いったん2011年度に40.6%まで下降し、2012年度に再び44.0%ま

で上昇している⁵⁵。2009年度と2014年度との比較における相対的な低下が「裁判員法の1条の趣旨は実現していない疑いがある」ことを示すのであれば、その間に発生した2回の上昇は裁判員法1条の趣旨の実現を意味することになるはずである。

なお、「実像」論文では2014年度までしか検討されていないが、肯定的回答は、2016年度（37.7%）以降、徐々に上昇し、2018年度には43.3%にまで至っている（これは、制度の開始年度である2009年度のそれを超える）。すなわち、2009年度の40.9%から2018年度の43.3%への相対的な上昇は、「実像」論文の前提とする（と思われる）理解に基づけば、裁判員法1条の趣旨が実現しつつあることを示すものである。

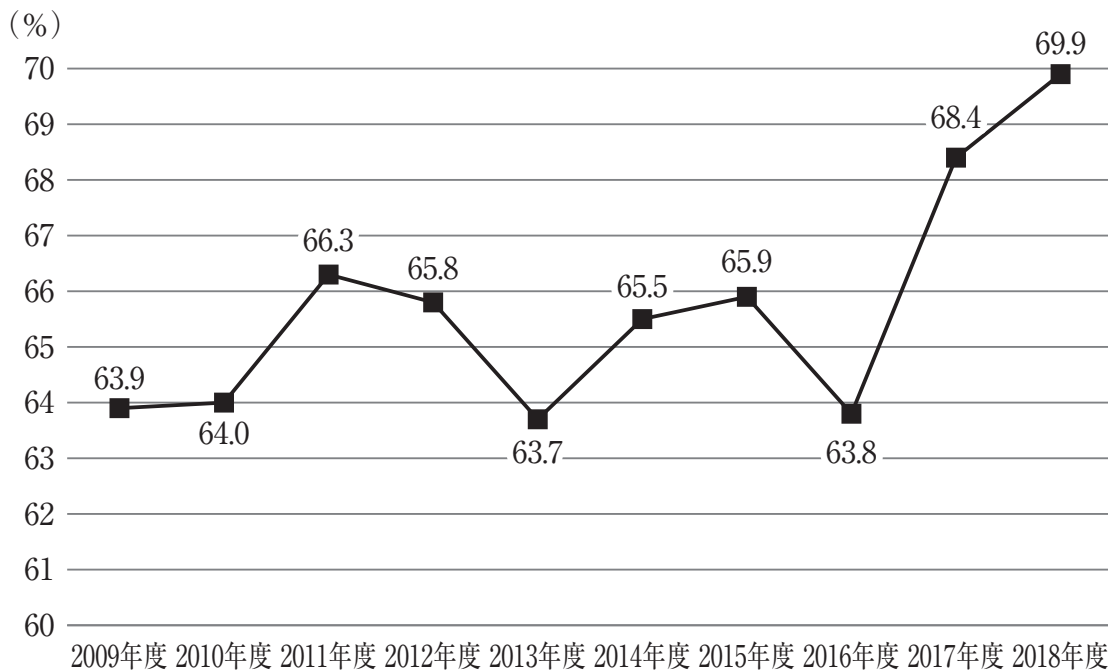
また、「あまりそう思わない」（7.9%）と「そう思わない」（1.9%）とを合わせた否定的回答を見ても、2018年度では回答全体の1割を下回っており（9.8%）、過去10年間で最低となっている（図表10参照）⁵⁶。このことも、裁判員法1条の趣旨が確実に実現していることの証左ということになるのであろう。

もっとも、本稿の筆者は、そもそもこの議論の前提とする（と思われる）理解自体が妥当ではないと考える。本稿で繰り返し述べているとおり、裁判員法1条が目指しているのは、（裁判に対するではなく）司法に対する国民の信頼の向上である。かりに裁判に対する信頼が十分に高まっていないとしても、司法全体に対する信頼については、人々は異なる考えをもっている可能性がある。

また、ここで看過してはならないことは、6割以上の人々が、裁判がより信頼できるようになることを裁判員制度の機能として期待しているという事実である。すなわち、2018年度の意識調査において、「あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか」という問いのうち、「裁判がより信頼できるものになる」ことの期待に対する5段階評価で、「そう思う」と「ややそう思う」とする肯定的回答の合計は、図表11で示すとおり、10年間で常に6割を超えており、2018年度ではほぼ7割（69.9%）に達している⁵⁷。

多くの人々が裁判をより信頼できるものになることを裁判員制度に対して期待しているという事実に鑑みれば、（前述のとおり、裁判に対する信頼は司法に対

図表11 裁判がより信頼できるものになる



する信頼のすべてではないものの、裁判員法1条の趣旨の一部をなすものである以上),
いたずらに制度趣旨を疑問視するのは妥当ではなかろう。

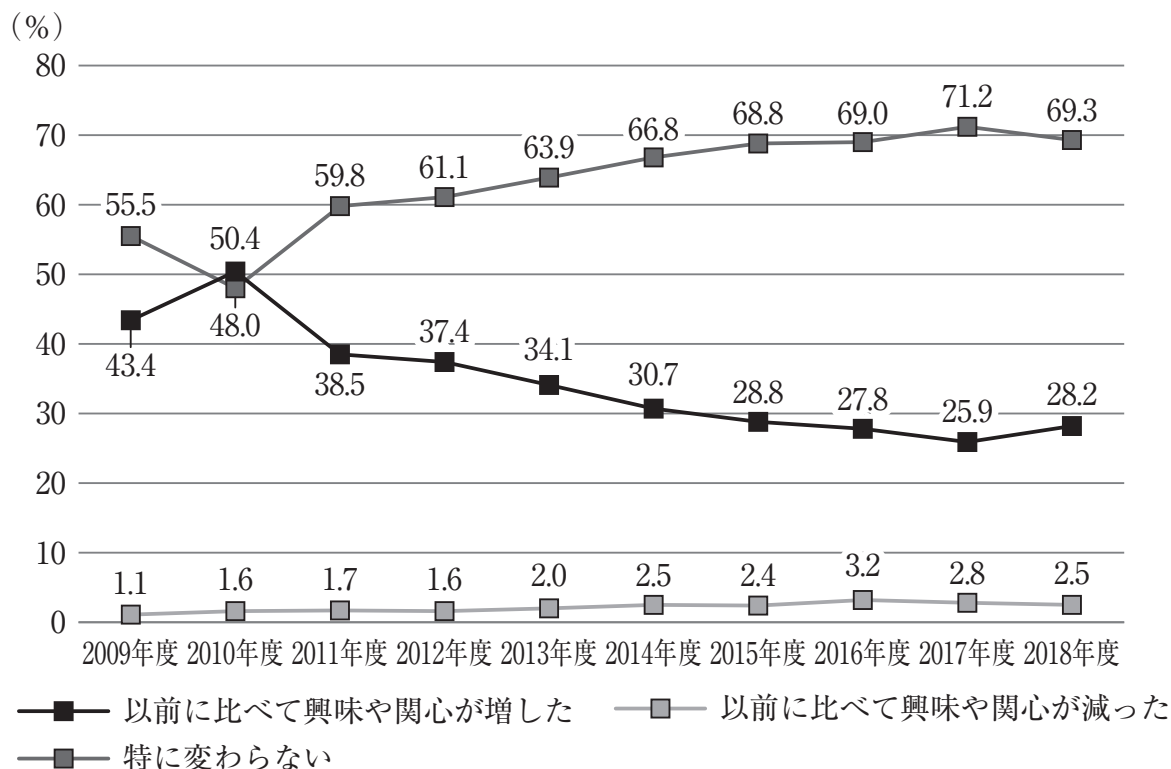
(2) 裁判・司法・公の事柄に関する興味・関心・当事者意識

飯教授は、意識調査における、裁判や司法への関心や興味が増したとする回答や公の事柄についての国民の関心・当事者意識についての肯定的評価の減少を、「裁判員法上の裁判員制度の趣旨の達成度に疑問を生じさせる回答結果」とであると分析する⁵⁸。

1. 裁判・司法に対する興味・関心

裁判・司法に対する国民の興味・関心に関して、「実像」論文における主張は、「裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか」との問いに対して、「以前に比べて関心や興味が増した」の回答が、2009年度に43.4%だったものが（2010年度に一旦50.4%に増加した後）2014年度には30.7%に減少したことに依拠している⁵⁹。その前提として、裁判

図表12 裁判や司法への興味や関心の変化



員制度が開始してから裁判・司法に対する興味・関心が以前に比べて増したとする回答が減少すれば、司法に対する国民の理解が増進していないこと、ないし信頼が向上していないことを意味し、裁判員法の1条の趣旨が達成していないことになるという理解があるものと考えられる。

たしかに、裁判員制度の導入以降、裁判や司法への興味や関心が増したとする意見は減少しており、それは、2018年度までのデータで見ても、2009年度から比べて（2018年度に回復傾向がみられるものの）減少傾向にあることは否定できない（図表12参照）。

しかしながら、ここで意識調査における質問と選択肢の表現に注目するならば、先に挙げた前提の理解が妥当ではないことに気づく。すなわち、本質問では、「裁判員制度が開始されたことによって、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか」というような因果関係を明示した表現を敢えて用いておらず、「裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか」と問うことによって、単に裁判員制度の導入の時

期以降に生じた裁判・司法への興味・関心の変化の有無を尋ねる趣旨となっている。つまり、本質問は、裁判員制度の導入による影響として裁判や司法への興味・関心の変化が生じた否かを尋ねているわけではない。例えば、2009年5月以降のある時点で発生した、裁判員制度の導入以外の社会的ないし個人的な要因（例えば、注目を集めた刑事事件の発生や、調査対象者個人の裁判の経験など）のために関心・興味が増すこともあるだろうが、本質問では、そういった裁判員制度の導入以外のことに起因する変化を含めて調査がなされている。また、「以前に比べて興味や関心が増した」ないしは「減った」という選択肢の「以前」とは何を指すのかについても、意識調査では明確に示されておらず、調査対象者の自由な判断に委ねられている。ここでいう「以前」について、調査対象者が2009年5月以外の任意の時点を「以前」と設定して回答した可能性は否定できない。したがって、以前と比べて関心・興味が増したとする回答の減少傾向のすべてが、裁判員制度の導入を要因とするものと解することはできない。

かりに、この質問や選択肢の表現にもかかわらず、調査対象者が裁判員制度の導入による裁判や司法への興味・関心の変化の有無を尋ねる問いであると認識したとしても、この意識調査を長期的に継続して行うことによって、裁判員制度の運用による影響を問う質問として機能しがたくなるということも指摘しておきたい。たしかに、2009年ないしその数年後の時点であれば、調査対象者は、制度導入以前のわが国の刑事裁判制度を想定しそれと比較することは難しくないため、裁判員制度の導入を直接の要因とする（裁判や司法に対する）自らの興味・関心の変化の有無を的確に答えることはできるであろう。しかしながら、制度が施行され長い年月が経過するにつれて、一般の人々は、重大な犯罪に関して裁判員制度なき刑事司法というものを具体的に想定することが容易ではなってくる。この場合、上記の趣旨で質問が理解されたとしても、調査対象者が裁判員制度導入以前の裁判や司法に対する自らの興味・関心の状態を正確に把握できなければ、あるいは把握すること自体がそもそも不可能になれば（それは近い将来に確実に到来することである）⁶⁰、本質問によって裁判員制度の導入による影響としての裁判や司法への興味・関心の変化の有無を調査すること

はできなくなる。

さらに、「実像」論文が前提とする（と思われる）理解自体には、別の問題もある。かりにこの理解が妥当するとすれば、裁判員法1条の趣旨が実現したというためには、裁判・司法に対する興味・関心が以前に比べて増したとする回答が上昇し続けていかなければならないことになる（一度でも上昇が止まれば、その時点で「裁判員法の裁判員制度の趣旨の達成度に疑問を生じさせる回答結果」とであると評価されることになる）が、それは現象としてきわめて不自然なことである。新しい裁判制度の導入直後に、裁判・司法への興味・関心が高まるのは合理的であるとしても、制度が定着し安定的に運用されれば、制度導入に起因する裁判・司法への興味・関心の高まりは安定してくる（変化のグラフとしては右肩上がりとはならない）と考えるほうが妥当であると筆者は解する。

また、かりにそのような不自然な現象が維持されたとしても、この調査を長期間継続している限り、いつかの時点で、上昇現象は必ず終了する（理論上、100%を超えることは絶対にないからである）。つまり、この前提理解に立つならば、司法に対する国民の信頼が向上していないという結論が確実に到来することになるため、そもそもこの立論は、結論先行的なものであるといわざるをえない。したがって、裁判や司法への関心や興味が増したとする回答の減少を、「裁判員法の裁判員制度の趣旨の達成度に疑問を生じさせる回答結果」とする評価は不当である。

2. 公の事柄についての国民の関心・当事者意識

公の事柄に対する国民の関心・当事者意識に関して、「実像」論文の主張は、「あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか」との問いのうち、「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった」との印象に対する5段階評価で、「そう思う」と「ややそう思う」とする肯定的回答の合計が、2009年度に59.1%だったものが（2010年度に一旦64.3%に増加した後）2014年度には46.0%に減少していることに依拠している⁶¹。その前提として、裁判員制度に

よって公の事柄に対する国民の関心が増し、自分の問題として考えるようになったとの印象に対する肯定的回答が減少すれば、司法に対する国民の理解が増進していないこと、ないし信頼が向上していないことを意味し、裁判員法の1条の趣旨が達成していないことになるという理解があるものと考えられる。

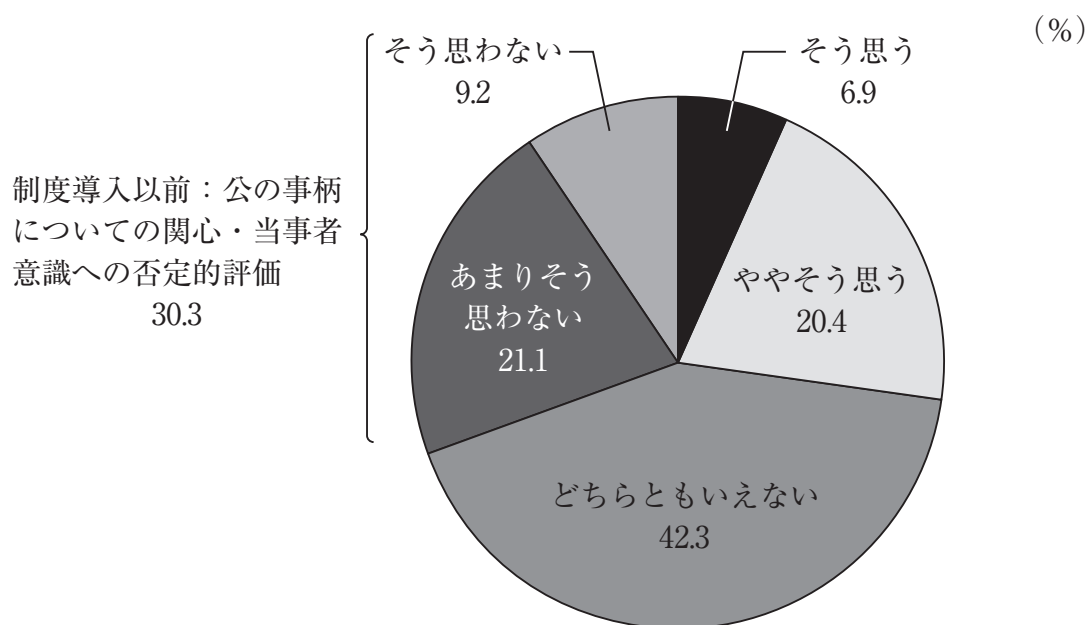
この公の事柄に対する国民の関心・当事者意識についても、2018年度までのデータを見る限り、減少傾向にあることは否定できないが、裁判・司法に対する興味・関心と同様に、これは制度導入直後には意味がある議論であったとしても、制度が定着し、安定的に運用されるにつれて、制度導入以前の状態を想像することが困難になり、質問としての意義が実質的になくなっていくため、経年変化を観察することの意義は乏しいと解する。

むしろ、意識調査の質問の構造を踏まえるならば、公の事柄についての関心・当事者意識に関して注目すべき点は、経年変化よりも、裁判員制度導入以前の印象とそれ以降の印象との対比であり、また制度に対する期待のほうである。すなわち、意識調査は、裁判員制度導入以前の認識、裁判員制度に対する期待、裁判員制度導入以降の評価という3つの段階について質問している。この点に着目するならば、裁判員制度導入以前の公の事柄についての関心・当事者意識の認識、裁判員制度の実施によりそれらが高まることへの期待、そして、裁判員制度の導入以降の変化という3つの回答結果をそれぞれ対比して考察することのほうに、より意味があるということに気づく。

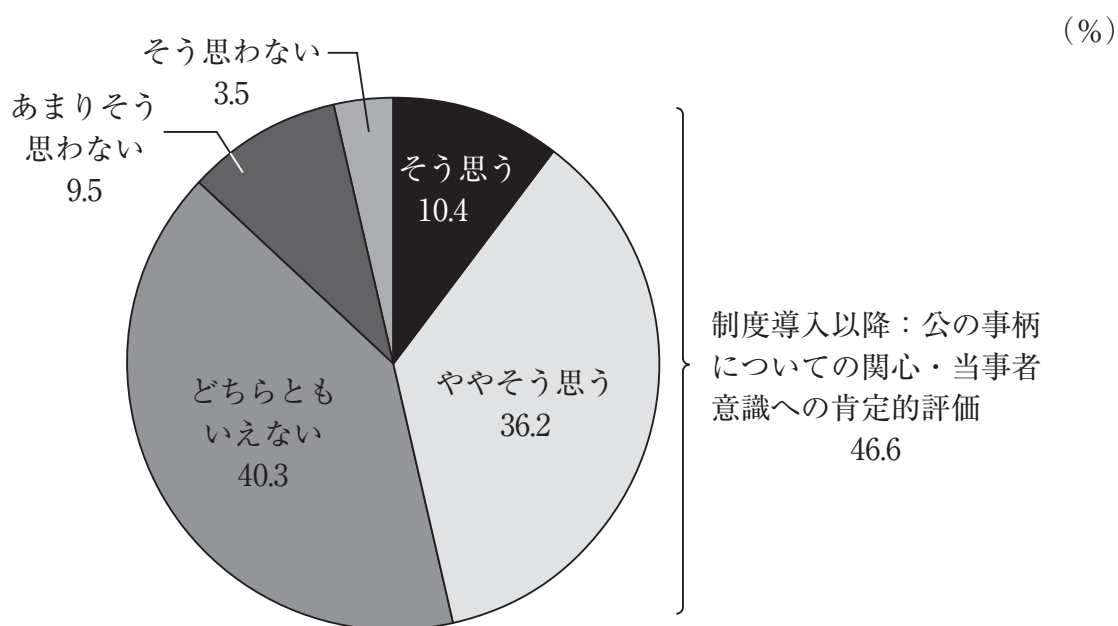
具体的には、2018年度の意識調査において、「あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか」という問いのうち、「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている」との印象に対する5段階評価で、「そう思わない」(9.2%)と「あまりそう思わない」(21.1%)とする否定的回答の合計が30.3%であった⁶²のに対して、「あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか」との問いのうち、「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった」との印象に対する5段階評価で、「そう思う」(10.4%)と「ややそう

思う」(36.2%)とする肯定的回答の合計は46.6%となっている(図表13・14参照)⁶³。つまり、裁判員制度の導入以前は、3割の人々が刑事裁判や司法などの

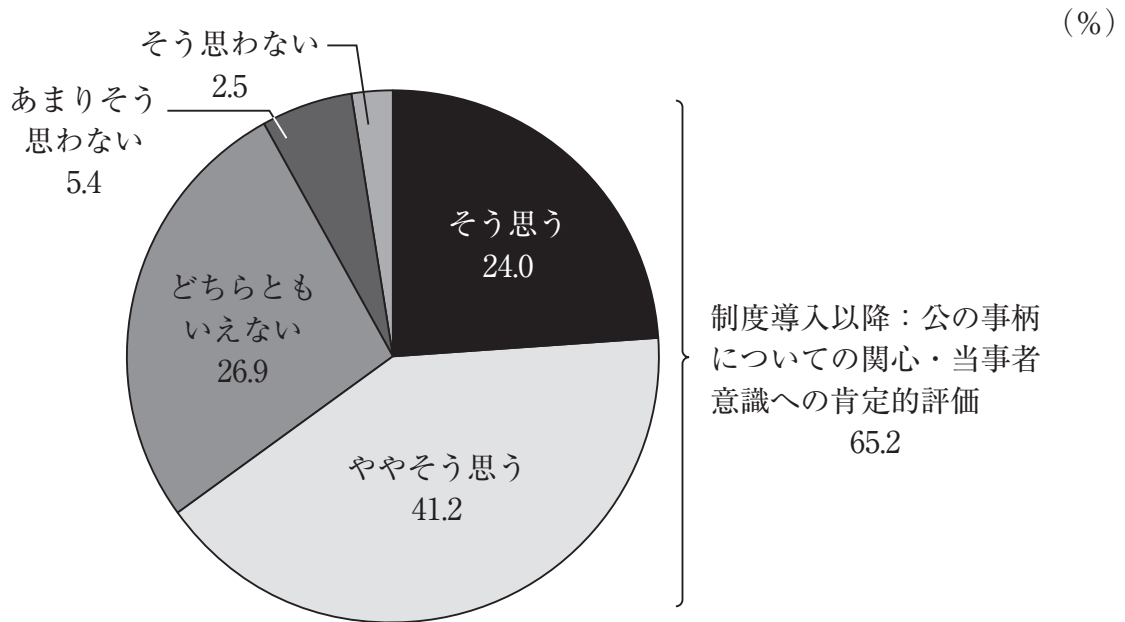
図表13 裁判員制度導入以前、公の事柄について、
国民の関心が高く自分の問題として考えている(2018年度)



図表14 裁判員制度導入以降、公の事柄について、
国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる(2018年度)



図表15 裁判員制度の実施により、公の事柄について、
国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる（2018年度）

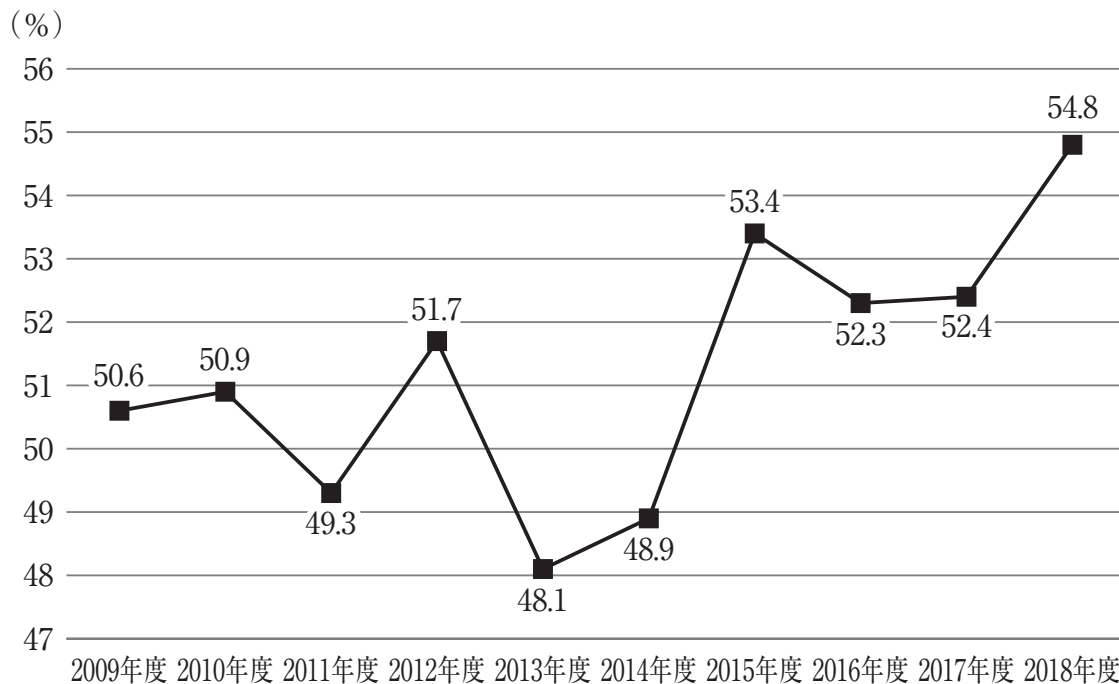


公の事柄について国民の関心が高いとは思わず、自分の問題として考えているとは思っていなかったが、制度導入以降は、4割を超える人々が公の事柄に対する国民の関心が高まり、当事者意識をもつようになったと回答している。

また、「あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか」という問いのうち、「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる」との期待に対する5段階評価で、「そう思う」(24.0%)と「ややそう思う」(41.2%)とする肯定的回答の合計が65.2%もあること⁶⁴にも注目したい。6割を超える人が、公の事柄について国民の関心が増し当事者意識が高まることを裁判員制度の効果として期待している（図表15参照）。

さらに、公の事柄についての国民の関心・当事者意識に関しては、意識調査では、別の質問が設けられているところ、その結果にも注目すべきである。すなわち、「刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか」とする問いに対する5段階評価で、「そう思う」(20.8%)

図表16 公の事柄について国民が自主的に関与すべきである



と「ややそう思う」(34.0%)とする肯定的回答の合計は、2018年度では5割を超えており(54.8%)、この10年間の推移を見ても、およそ半数が肯定的意見を示す傾向が維持されている(図表16参照)⁶⁵。

これらのデータは、刑事裁判や司法など公の事柄について国民が自主的に関与すべきであり、公の事柄について国民の関心が増して自分の問題として考えるようになることが、裁判員制度に対して期待できると多くの人々が考えているということを明確に示している。(4割を超える人が肯定的回答を示しており、否定的回答が13.0%にとどまること(図表14参照)を踏まえれば、裁判員制度がその期待にできていないとはいえないと筆者は解するが)かりに現行の裁判員制度の運用が、その期待に十分にできていないと解するとしても、6割を超える人が、公の事柄について国民が自主的に関与すべきであると考えており、かつ、そのために裁判員制度が有効であると期待している以上、いたずらに制度趣旨を批判するよりも、制度を維持し発展させていくことによって、公の事柄について国民の関心を増進し当事者意識を向上させるほうが、より生産的であろう。

(3) 小括

本章で見てきたとおり、最新（2018年度）の意識調査の結果からは、(1)7割を超える人が、裁判員制度導入以前の刑事裁判の手続や内容をわかりにくい・難しいと感じており、6割の人がそれらがわかりやすくなることを裁判員制度に期待していること、(2)3割の人が、裁判員制度の導入以降、それらがわかりやすくなったと考えていること、(3)3割の人が、裁判員制度の導入以降、裁判・司法に対する興味・関心が以前に比べて増したと考えていること、(4)3割の人が、裁判員制度導入以前に公の事柄に対する国民の関心・当事者意識は高くないと感じており、6割を超える人がそれらが高まることを裁判員制度に期待していること、(5)4割を超える人が、裁判員制度の導入以降、それらが高まったと考えていること、そして、(6)半数を超える人が、公の事柄について国民が自主的に関与すべきであると考えていることがわかる。

10年間の意識調査の結果を経年的に分析すれば、裁判の手続や内容のわかりやすさと裁判・司法に対する興味・関心について肯定的回答の減少傾向が見られる（一方、裁判に対する信頼については、10年前との比較において肯定的回答が上昇している）が、これは、制度導入直後とは異なり、裁判員制度が定着し特別なものとしてあまり意識されなくなった現在においてやむを得ないことであり、これをもって裁判員法1条の趣旨の実現の失敗と解することはできない。

5 まとめに代えて

飯教授は、「市民の裁判員就任意向の低さの一因は、裁判員制度の趣旨が、裁判員法1条のそれに縛られており、裁判員を務める意義が不明確であることによると考えられる」と主張する⁶⁶。たしかに、意識調査によれば一般の人々の参加意向は低く（ただし、年を追って減少しているとはいえない）、実施状況によれば、制度導入時と比べて、裁判員候補者の辞退率は上昇し、出席率は低下した。

しかしながら、その原因が裁判員制度の趣旨が裁判員法1条に定めるそれに

限定されていることにあるということは、公表された統計やアンケート調査の結果等からは理論的に導き出すことはできない。「実像」論文では、参加意向が低くなる原因が裁判員法1条の趣旨規定にあるということは証明されておらず、根拠のない主張にとどまっている。辞退率上昇・出席率低下原因分析報告書でも、裁判員法1条の規定と辞退率の上昇・出席率の低下との間に因果関係があるとはされておらず、そもそも、そのような仮説は設定すらされていない⁶⁷。

また、飯教授は、「最高裁判所の市民向けアンケート調査結果〔筆者注：本稿でいう意識調査のこと〕に鑑みると、裁判員制度の趣旨が狭く部分的かつ不明確であることを一因として、肝心の国民の司法への理解と信頼の度合いが低下するという逆説的な状況が生じている可能性もある」と分析している⁶⁸。

この点、裁判員法1条の趣旨の正確な理解という観点からいえば、裁判員法1条の趣旨の実現を完全には測定することができないデータから、「国民の司法への理解と信頼の度合いが低下する」とする結論を帰結しようとしており、主張自体に無理がある。また、参加意向に関する議論と同様に、「実像」論文では、裁判員制度の趣旨の規定のあり方⁶⁹と国民の司法への理解と信頼の度合いの低下との間の因果関係は証明されていない。裁判員制度の導入以降、時間が経つにつれて理解・信頼等についての肯定的回答が減少していくという経年変化に関しては、制度が導入され時間が経過すれば制度趣旨の理解が高まるという理解が前提にあると思われるが、そもそもそのような理解自体が合理的とはいえない。制度趣旨が一般の人々に最もよく理解されるのは、制度趣旨が説明される機会が最も多く、かつ多くの人々がその制度を強く意識する制度導入直後であり、制度が安定的に運用され、定着するとともに、制度趣旨の理解が低下する可能性もある。裁判員法1条の定める趣旨の正確な理解に努めることなく、「市民の司法参加一般の趣旨ないし意義を検討し、裁判員法の運用実態における裁判員制度の趣旨を発見」しようとして企てること⁷⁰によって、かえって、「肝心の国民の司法への理解と信頼の度合いが低下する」可能性もある。

以上縷々述べてきたとおり、本稿において、筆者は、制度施行10年の時点での公表された統計やアンケートの結果等を分析した結果、裁判員法1条に定め

る裁判員制度の趣旨は実現していないとはいえないとの結論に達した。

もとより、裁判員法1条に定める裁判員制度の意義について真摯に取り組もうとする「実像」論文は、問題関心を共有する本稿の筆者にとって、（結論は異なるとしても）非常に示唆に富むものであり、味読に値する。法解釈学研究者が軽視しがちな、法制度の運用上の統計やアンケートの結果等を分析しようとする飯教授の研究に対して、筆者は最大限の敬意を表するものである。今後も、このような研究が多く研究者によって展開されることを願うばかりである。

ところで、筆者は、旧著において、裁判員制度の政策形成過程で顕出された制度設計者の意思に、公共的な事項の検討・決定において熟慮と討議という過程を経て形成される選好（preference）を重視する討議民主主義（deliberative democracy）理論と通底するものがあることに注目した。そして、裁判員制度の意義について、司法制度改革審議会意見書に示され、かつ裁判員法1条に規定された、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上のためという公式の理解を前提としたうえで、共和主義的憲法観（civic republicanism）に基づく討議民主主義理論によりそれを再定位しうることを提唱した。すなわち、裁判員制度とは、刑事事件という公共的な事項について、国民（から選任された裁判員）が、（裁判官とともに）徹底して討議（評議）し、決定（評決）する公共的討議の場を構築する試みであって、それに参加した国民が公民的徳性（civic virtue）を涵養するための陶冶の企て（formative project）であると理解しうる⁷¹。同様の議論は、諸外国の国民の司法参加の制度に関しても展開されている。例えば、アメリカ合衆国の陪審制度に関して、ガスティル（John Gastil）らは、大規模な社会調査に基づき、人々が、陪審員の任務（ただし、刑事事実審理に限る）を経験すること（特に、討議的な評議をすること）によって、陪審制度、裁判所・裁判官、政府、同胞市民に対する人々の支持・信頼を高めるとともに、自らの政治的能力や徳性により強い確信を抱くようになり、投票をはじめ政治活動により積極的に関与するようになるということを実証的に検証している⁷²。そして、陪審制度が、アメリカ国内における社会関係資本（social capital）の低下傾向に歯止めをかけうるものであると展望している⁷³。

ガステイルらは、陪審裁判がすべての人種的・文化的相違を超えて妥当する強力な公民的教育の手段であると主張した⁷⁴うえで、わが国の裁判員制度に関しても、司法参加による公民的教育効果が機能しうることを期待している⁷⁵が、これは、まさに筆者が旧著において主張してきたことそのものである⁷⁶。そして、本稿の第4章で紹介したように、4割を超える人が、裁判員制度の導入以降、公の事柄に対する国民の関心・当事者意識が高まったと考えているという事実は、これらの議論の妥当性を支持するものであるといえよう。

米国においても陪審員としての参加意向は決して高くはないというが、ガステイルらは、このことを、陪審制度の趣旨が実現していないことを示すデータだとして悲観的にとらえたりすることはない⁷⁷。同様に、わが国の裁判員制度に関しても、一般の国民の裁判への参加意向が高くないことを、裁判員法1条の趣旨が実現していないことを示すものと解するのではなく、むしろ、裁判員法1条の趣旨の実現がより必要とされる論拠と解することができよう。

ガステイルらは、陪審員としての任務が、それがなければ公共領域に引き込まれることがなかったような人々の公民的・政治的行動や態度に対して強い影響を与えることを検証している⁷⁸。裁判員制度についても、同様に、自ら進んで裁判員の職務を務めたいと考える国民はもとより、裁判という公共的討議の場への参加を希望しない国民に対しては、より一層、裁判員の職務に就くことを促し、公民的徳性を涵養することが求められるといえる⁷⁹。第4章で確認したように、半数を超える人が公の事柄について国民が自主的に関与すべきであると考えており、6割を超える人が公の事柄に対する国民の関心・当事者意識が高まることを裁判員制度に期待しているという事実に鑑みれば、より討議的な民主主義の実現のためには、（憲法適合的な制度とするために、正当な辞退の申し出に対しては最大限尊重しつつ）消極的な国民に対する裁判への参加を促進することこそが、より重要な課題であるといえよう。

※ 本稿脱稿後に、三貫納隼「統計からみる国民の司法参加」法律のひろば72巻7号（2019年）38頁に接した。

- * 本稿は、平成29年度日本大学法学部学術研究費（共同研究費）「ソーシャル・キャピタルからみた政府の効率的運営と民主主義的諸価値の醸成に関する研究」（研究代表者：稲葉陽二日本大学法学部教授）の成果の一部である。
- 1 川出敏裕「裁判員制度の成果と課題」法の支配194号（2019年）49頁。
 - 2 藤田政博「日本社会における裁判員制度導入の影響についての一考察——導入7年を踏まえて」上石圭一ほか編『現代日本の法過程——宮澤節生先生古稀記念 下巻』（信山社、2017年）256頁。
 - 3 飯考行「裁判員法の趣旨と実像」法と社会研究1号（2015年）147頁。
 - 4 筆者は、この点について、近時、強く注意を喚起するようにしている（拙稿「国民の司法参加」公法研究79号（2017年）228頁、同「裁判員制度の意義と展開可能性——続々・裁判員制度の憲法適合性」日本法学83巻1号（2017年）39頁（注(33)）、同「裁判員裁判の判決に対する上訴審の審査をめぐる正統性の問題」同84巻2号（2018年）49頁）。
 - 5 「実像」論文では、経験者アンケートにおいて「裁判員を経験したことによる〔裁判員経験者の〕司法への理解と信頼の変化は、関連設問がなく不明である」ことが指摘されている（飯・前掲注(3)150-151頁）が、裁判員法1条は、そもそも裁判員経験者の司法に対する理解の増進と信頼の向上のみを企図しているものではない以上、経験者の理解と信頼の変化は、厳密に言えば、裁判員法1条の趣旨の実現を検証するうえで必要はない。
 - 6 本稿の執筆時点（2019年9月20日）で、http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html からダウンロードが可能である。
 - 7 これとは別に、「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～〇〇年〇〇月末・速報）」と題するデータも公表されている。
 - 8 例えば、2019（令和元）年7月に発行された「平成30年」の報告書（最高裁判所事務総局「平成30年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」（最高裁判所事務総局、2019年））は、2018（平成30）年1月から12月末までの実施状況を対象とする。
 - 9 最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成30年度）」（最高裁判所、2019年）1頁。
 - 10 例えば、2019（平成31）年3月に発行された「平成30年度」の報告書は、2018（平成30）年1月から12月末までの結果を調査対象とする。調査対象者は、「裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者」であるが、2018年度の経験者アンケートの回答者の内訳は、裁判員経験者5,716名、補充裁判員経験者1,789名、裁判員候補者経験者18,805名であり、アンケート用紙を配布した人を分母とした場合の回収率は、裁判員経験者99.5%、補充裁判員経験者98.2%、裁判員候補者経験者98.6%であるという（最高裁判所・前掲注(9)1頁）。選任された裁判員（当初補充裁判員に選任され、その後、裁判員に選任された者を含む）の数は5,905人、補充裁判員（当初補充裁判員に選任され、その後、裁判員に選任された者を除く）の数は1,989人、選任手続期日に出席した裁判員候補者から裁判

員及び補充裁判員を除いた数は、21,067人である（最高裁判所事務総局・前掲注（8）1頁）。この経験者アンケートは、実質的には裁判員経験者等についての全数調査であると評価してもよからう。

- 11 最高裁判所「平成31年1月調査 裁判員制度の運用に関する意識調査」（最高裁判所，2019年）5頁。
- 12 例えば，2019（平成31）年3月に発行された「平成31年1月調査」の報告書は，2019（平成31）年1月から2月までで行われた調査を対象とする。以下，本稿では，調査が行われた時期に基づき，「〇〇年度」の調査という（例えば，この「平成31年1月調査」は「2018年度調査」という）。
- 13 なお，裁判員法の施行以前も，内閣府による世論調査において，裁判員制度が取り上げられたことがある。そこでの調査目的は，「裁判員制度に関する国民の意識を把握し，今後の施策の参考とする」ことであり，調査は，2005年2月，2006年12月，2009年5月から6月までの3回実施された（「世論調査報告書平成17年2月調査 裁判員制度に関する世論調査（附帯：郵政民営化に関する特別世論調査）（附帯：避難情報に関する特別世論調査）」（内閣府大臣官房政府広報室，2005年），「世論調査報告書平成18年12月調査 治安に関する世論調査（附帯：裁判員制度に関する特別世論調査）」（内閣府大臣官房政府広報室，2006年），「世論調査報告書平成21年6月調査 裁判員制度に関する世論調査（附帯：クール・ビズに関する特別世論調査）」（内閣府大臣官房政府広報室，2009年））。また，最高裁判所も，「各地方裁判所の管轄区域別に住民の裁判員制度に関する知識や参加意欲等について正確なデータを把握し，これまでの裁判員制度に関する広報活動の成果を確認するとともに，全国すべての地域における裁判員制度の円滑な実施につなげ，今後の広報活動に資する」ことを目的として，2008年1月から2月までの期間で，意識調査を行った（「裁判員制度に関する意識調査」調査結果報告書」（株式会社インテージリサーチ，2008年）4－5頁）。ただし，本稿では，これらのデータは扱わない。
- 14 最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（最高裁判所事務総局，2012年）はじめに（頁の付番なし）。
- 15 最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の総括報告書」（最高裁判所事務総局，2019年）はじめに（頁の付番なし）。
- 16 最高裁判所・前掲注(11)39頁。
- 17 最高裁判所・前掲注(11)39頁。
- 18 しかしながら，最高裁判所や法務省は，辞退事由等に該当しない限り，選任されれば裁判員として職務を行うことは法律上の義務であるということ（裁判員法52条，39条2項，9条）を，一般の国民に対して積極的に伝えようとはしていない（例えば，両機関が設置する裁判員制度を紹介するウェブサイトには，裁判員の職務が義務であることは明確には示されていない）。また，裁判員制度を憲法適合的と判示した最大判平成23年11月16日刑集65巻8号1285頁も，裁判員の職務等を「参政権と同様の権限」と述べるにとどめ（1300頁），それが法律上の義務であるということを正面か

ら認めることを回避している。

- 19 最高裁判所・前掲注(9)47頁。
- 20 飯・前掲注(3)151頁。
- 21 裁判員経験者のうち、63.8%が「非常によい経験と感じた」と、32.9%が「よい経験と感じた」と、それぞれ回答している（最高裁判所・前掲注(9)49頁）。当初は参加に必ずしも積極的でなかった裁判員経験者の一部が、裁判員としての経験に肯定的な回答を行ったこととの整合性を図るために、当初の参加意向を積極的なものであったと回答した可能性は否定できない。
- 22 例えば、読売新聞2019年5月19日朝刊（社説）、朝日新聞2019年5月20日朝刊（社説）は、これらを裁判員制度運用上の懸念事項として指摘している。
- 23 最高裁判所事務総局・前掲注(14)8頁。
- 24 なお、株式会社NTTデータ経営研究所は、最高裁判所事務総局刑事局が2006年1月から2月にかけて行った裁判員制度の制度設計等に関する調査を請け負った実績がある。この調査の目的は、「国民が参加しやすい制度設計を行うことを目的として、裁判員制度への参加に関する国民の障害事由、意欲等を的確に把握するほか、裁判員候補者となった場合の国民のニーズ及び国民の行動パターンを調査すること」であった（株式会社NTTデータ経営研究所「裁判員制度の制度設計等に関する調査研究報告書——「裁判員制度についてのアンケート」の実施と分析——【概要版】」（株式会社NTTデータ経営研究所、2006年）3頁）。また、この調査を受けて、同調査で把握された傾向をさらに詳細に分析し、裁判員制度における国民の参加に関する実情について把握することを目的として、2006年10月から2007年2月にかけてアンケート調査及びグループインタビュー調査も行われた（株式会社野村総合研究所「裁判員等選任手続に関する調査法報告書（概要版）」（株式会社野村総合研究所、2007年））。ただし、本稿では、これらのデータは扱わない。
- 25 株式会社NTTデータ経営研究所「裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務報告書」（株式会社NTTデータ経営研究所、2017年）本編77-79頁。
- 26 最高裁判所事務総局・前掲注(8)1頁、16頁、21頁、24頁、33頁。
- 27 次年に必要な裁判員候補者の員数を算定するにあたって考慮されるべき事項は、対象事件の取扱状況、呼出しを受けた裁判員候補者の出頭状況、不選任決定があった裁判員候補者の数その他の裁判員及び補充裁判員の選任状況並びに裁判員候補者名簿に記載をされた者の数の状況その他である（裁判員規則11条1項）。
- 28 裁判員候補者名簿には、裁判員候補者の氏名、住所、生年月日が記載されるが、性別や職業は記載されない（裁判員法23条1項、裁判員規則12条、別記様式）ため、呼び出すべき裁判員の選定にあたって、性別等を考慮することはできない。
- 29 70歳以上である場合、学生または生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病または傷害により年間を通じて裁判所に出頭が困難な場合である（裁判員法16条1号、3-5号、7号、8号イ）。調査票では、裁判員となることに特に支障のある特定の月があれば、2か月を限度に申し出ること

ができ（裁判員法16条8号イ－ホ，裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令1－4号，6号），裁判員候補者の選定の際に参加困難月に該当する場合，除外される。

- 30 呼出状は，原則として，裁判員等選任手続期日の6週間前までに発送される（裁判員規則19条）。また，裁判員等選任手続期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には，少なくとも2週間の猶予が置かれる（20条）。
- 31 裁判員等選任手続期日において用いられる当日用質問票と区別するために，事前質問票といわれることもある。
- 32 裁判員候補者名簿登録人数には，18歳及び19歳の国民が含まれるが，公職選挙法附則（平成27年法律第43号）10条1号により，衆議院議員の選挙権を有する者（裁判員法13条参照）であっても，18歳以上20歳未満の者については，当分の間，裁判員法15条1項各号に掲げる者とみなされるため，上記公選法附則10条2号により，裁判員候補者名簿の調製後，直ちに名簿から消除される。
- 33 各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した選挙人名簿の登録者数の総数は，106,254,872人である（最高裁判所事務総局・前掲注（8）26頁）。
- 34 最高裁判所事務総局・前掲注（8）16頁。
- 35 最高裁判所事務総局・前掲注（8）18頁。
- 36 最高裁判所事務総局・前掲注（15）36頁。ただし，実施状況によれば，選任期日前に辞退が認められた裁判員候補者は，81,392人である（最高裁判所事務総局・前掲注（8）21頁）。
- 37 最高裁判所事務総局・前掲注（15）31頁。
- 38 前注。
- 39 最高裁判所事務総局・前掲注（14）3－4頁。
- 40 最高裁判所事務総局・前掲注（15）5頁。
- 41 最高裁判所事務総局・前掲注（15）31頁，「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年10月末・速報）」5頁。後者によれば，2018年の辞退率は，67.1％である。
- 42 最高裁判所事務総局も，10年後総括報告書で，「そもそも辞退は，選任手続期日の欠席とは異なり，国民の負担を過重にしない等の観点から制度化され，法が正当と定めた辞退事由があると裁判所が判断した場合に限って認められるものである」ことを指摘している（最高裁判所事務総局・前掲注（15）3頁）。
- 43 辞退事由に該当する者に対して任意に参加協力を募ることは可能であるとしても，参加（すなわち，辞退をしないこと）を強制できない以上は，辞退者の発生はやむを得ないものとして受容しなければならない。なお，辞退に関し柔軟な制度が設けられているということは，前掲平成23年最高裁大法廷判決において，裁判員の職務等が日本国憲法18条後段の禁止する「苦役」該当性を否定するための重要な要素とされている点にも留意する必要がある。
- 44 株式会社 NTT データ経営研究所・前掲注（25）本編79頁。
- 45 最高裁判所事務総局・前掲注（15）3頁。

- 46 最高裁判所事務総局・前掲注(15) 3頁。
- 47 最高裁判所事務総局は、10年後総括報告書において、「裁判員候補者の不足に備えて裁判員候補者名簿記載者数を多めに設定したり、名簿記載者のうち具体的事件の裁判員候補者として選定された者の割合（名簿使用率）が大きく上下したりする傾向も見られないことをも考慮すると、現在の辞退率は、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえよう」と評価している（最高裁判所事務総局・前掲注(15) 4頁）。
- 48 裁判員法112条1号に基づき、呼出しを受けた裁判員候補者が裁判員等選任手続期日に正当な理由がなく出頭しないとき、裁判所は、決定で10万円以下の過料に処することができる。しかし、最高裁判所によれば、裁判員法112条の過料に関して、「過料を科すか否かにつきましては個々の裁判体において判断されるもので」あり、「その結果としてこれまで過料を科した例がない」という（第189回国会参議院法務委員会会議録第13号（2015年5月26日）9頁，平木正洋最高裁判所事務総局刑事局長による答弁）。2018年の例につき、最高裁判所事務総局・前掲注(8) 91頁。
- 49 飯・前掲注(3) 147頁。
- 50 前注。なお、この質問についての肯定的回答は、2016年度に28.3%まで下がったが、その後、徐々に上昇し、2018年度には33.7%にまで至った（最高裁判所・前掲注(11) 29頁）。かりに「実像」論文が前提とする（と思われる）理解に立てば、たしかに一旦は裁判員法1条の趣旨が実現していない疑いが生じたものの、その後、再び裁判員法1条の趣旨は実現しつつあるといえることになるのだろう（もっとも、本文でも述べるとおり、本稿の筆者は、その前提に立たない）。
- 51 かりに裁判の手続や内容がわかりやすくなったとしても、そのことが直ちに司法に対する国民の理解に直接結びつくものではない。調査で問われているのは、裁判の手続と内容とがわかりやすくなったという変化であるが、国民にとって司法がもともと理解困難なものであったとすれば、かりに裁判が相対的に一定程度わかりやすくなったとしても、依然として理解困難な状態にとどまることもあるだろう。
- 52 最高裁判所・前掲注(11) 10頁，61頁。
- 53 最高裁判所・前掲注(11) 19頁。
- 54 飯・前掲注(3) 147頁。
- 55 最高裁判所・前掲注(11) 24頁。
- 56 前注。
- 57 最高裁判所・前掲注(11) 14頁。
- 58 飯・前掲注(3) 147－148頁。
- 59 前注。
- 60 例えば、2018年度において本意識調査の調査対象者の最低年齢である満20歳の人々にとって、裁判員制度導入以前の刑事裁判（つまり、自分が10歳のときの記憶・印象）を的確に想起することは、一般的には困難であるといえよう。
- 61 飯・前掲注(3) 148頁。

- 62 最高裁判所・前掲注(11)10頁。
- 63 最高裁判所・前掲注(11)31頁。
- 64 最高裁判所・前掲注(11)21頁。
- 65 最高裁判所・前掲注(11)42頁。
- 66 飯・前掲注(3)154頁。
- 67 なお、辞退率上昇・出席率低下原因分析報告書では、最高裁判所の公表した統計やアンケート結果等の分析だけではなく、独自のアンケート調査(2017年1月から2月まで全国の20歳以上70歳未満の男女5,000人を対象としたインターネットアンケート(株式会社NTTデータ経営研究所・前掲注(25)資料編1-2頁))を行うことによって、「裁判員裁判に対する関心の有無、変化と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性には相関が認められた」としている(本編58頁)。もっとも、ここでの結果は、裁判員裁判に関心が高い人々の多くが参加意向が高く、関心が低い人々の多くが参加意向が低いということと、裁判員制度に対する関心が高まった人々の多くが参加意向が高く、関心が低下した人々の多くが参加意向が低いということを示したにすぎず(関心の変化に関して、関心が低下しているとする回答は、裁判員法1条にいう司法に対する関心ではなく、裁判員制度そのものに対する関心であるということと、制度導入以前と比べたものではなく、裁判員制度が導入されて3年が経過した2012年との比較であるということに注意が必要である)、裁判員制度の導入によって司法に対する人々の関心が低下し参加意向が低下したということを意味するものではない。
- 68 飯・前掲注(3)155頁。もっとも、論者はあくまで可能性を示唆しているだけであり、断定的な議論をしているわけではない。
- 69 裁判員法1条に定める裁判員制度の趣旨について、狭い・部分的である・不明確であるというのは、個人の感じ方の問題であり、論者がそのように考えるのは自由である。なお、本稿の筆者はそのようには考えない。
- 70 飯・前掲注(3)153-155頁。
- 71 拙著『裁判員制度の立法学——討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』(日本評論社、2009年)234-239頁、251-253頁。
- 72 John Gastil et al., THE JURY AND DEMOCRACY: HOW JURY DELIBERATION PROMOTES CIVIC ENGAGEMENT AND POLITICAL PARTICIPATION, Oxford University Press, 2010 (ジョン・ガスティルほか著=ダニエル・H・フット監訳『市民の司法参加と民主主義—アメリカ陪審制の実証研究』(日本評論社、2016年))。
- 73 Gastil et al., *supra* note (72), p. 191 (ガスティルほか・前掲注(72)261頁)。
- 74 Gastil et al., *supra* note (72), p. 157 (ガスティルほか・前掲注(72)212頁)。
- 75 Gastil et al., *supra* note (72), p. 172 (ガスティルほか・前掲注(72)233-234頁)。
- 76 筆者は、旧著において、「一般の国民は、裁判員として刑事事件の裁判に参加することを通じて、通常の社会生活においてあまり意識することのない社会秩序、治安、犯罪の被害、人権などといった公共的な事項に対して問題関心を高め、熟考し、公

共意識を涵養することができる」ところ、「この裁判員制度の国民に対する教育的効果は、司法の領域において機能するだけでなく、民主政治過程における政治参加をも促進する効果が見込まれよう」と主張した（拙著・前掲注(71)252頁）。もっとも、訴訟記録から陪審員の氏名を抽出し、選挙における有権者の投票記録と突合させるというガスティルらの手法（Gastil et al., *supra* note (72), pp. 32-34（ガスティルほか・前掲注(72)41－43頁））を、わが国で研究者が行うことは制度上不可能である。なお、国政選挙における投票率の低下傾向を、2009年5月以降のデータのみを切り取って、裁判員制度の政治的教育効果の失敗の証拠であるなどとの立論がなされるならば、それは直ちに虚偽の原因の誤謬（false cause）に陥っているとして論破されることになるだろう。

77 Gastil et al., *supra* note (72), p. 55（ガスティルほか・前掲注(72)72頁）.

78 Gastil et al., *supra* note (72), p. 157（ガスティルほか・前掲注(72)212頁）.

79 拙著・前掲注(71)249頁。